
第4期塩竈市障がい者プラン



第4期 塩竈市障がい者福祉計画
第7期 塩竈市障がい福祉計画
第3期 塩竈市障がい児福祉計画

2024年（令和6年）3月

塩 竈 市

第4期塩竈市障がい者プランの策定にあたって

塩竈市では、2018（平成30）年度に「第3期塩竈市障がい者プラン」を策定し、市民、関係団体などの皆さまのご理解とご協力をいただきながら「だれもが生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり」を目指してまいりました。

国では、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022（令和4）年に施行され、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的に制定されました。



本市におきましても、令和2年4月に差別解消条例及び手話言語コミュニケーション条例を施行し、障がい者に対する理解や手話言語の確立によりコミュニケーションが円滑にとれるよう手話の普及を図るなど、様々な取り組みを進めてまいりました。

今回策定した「第4期塩竈市障がい者プラン」は、上位計画である「第6次塩竈市長期総合計画」の福祉分野における目標（みんなが生き生きしているまち）と方向性（健康で安心して暮らせる地域づくり）を踏まえ、「心のバリアフリーの推進」、「療育体制と教育の充実」、「保健・医療の推進」を基本施策とし、障がいのある人もない人も、地域で安心して生活ができる社会の実現を目指してまいります。

今後は、この新たな計画に基づき、市民の皆さまと協働で障がい者施策のより一層の推進に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに本計画の策定にあたり、「塩竈市障がい者福祉推進委員会」の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等により、貴重なご意見、ご提言をいただきました皆さまに心から御礼申し上げます。

2024（令和6）年3月

塩竈市長

赤藤光樹

目次

第1部 第4期塩竈市障がい者福祉計画	1
第1章 計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨等	3
2 計画の位置づけ	9
3 計画の期間.....	10
4 広域での本市の位置づけ	10
5 計画の策定体制	10
6 プランの進行管理・評価	11
7 計画推進のために	11
第2章 障がい者の状況.....	13
1 人口の推移.....	13
2 身体障がい者の状況.....	14
3 知的障がい者の状況.....	16
4 精神障がい者の状況.....	18
第3章 第3期塩竈市障がい者福祉計画の成果	19
目標1 共に生活できるまち	19
目標2 自分らしくいきいきと自立した暮らしのできるまち	24
目標3 共に安心した暮らしができるまち	29
第4章 第4期塩竈市障がい者福祉計画の基本的な考え方.....	37
1 計画の基本理念と基本目標	37
2 施策の体系.....	38
第5章 第4期塩竈市障がい者福祉計画の施策展開.....	39
基本目標1 互いを尊重し共に生活できるまち	39
基本目標2 自分らしくいきいきと自立した暮らしのできるまち	42
基本目標3 だれもが安心した暮らしができるまち.....	45
第2部 第7期 塩竈市障がい福祉計画	49
第1章 計画の策定にあたって.....	51
1 計画策定の趣旨等	51
第2章 第6期塩竈市障がい福祉計画の達成状況	53
1 第6期塩竈市障がい福祉計画 成果目標の達成状況	53
2 障がい福祉サービス等の利用状況	59
第3章 第7期塩竈市障がい福祉計画の提供体制確保のための目標	64
1 第7期塩竈市障がい福祉計画の成果目標	64
2 障がい福祉サービス等の必要な量の見込み.....	75

第3部 第3期 塩竈市障がい児福祉計画	91
第1章 計画の策定にあたって.....	93
1 計画策定の趣旨等	93
第2章 第2期塩竈市障がい児福祉計画の達成状況.....	95
1 第2期塩竈市障がい児福祉計画 成果目標の達成状況	95
2 障がい児通所支援等の利用状況	98
第3章 第3期塩竈市障がい児福祉計画の提供体制確保のための目標.....	99
1 第3期塩竈市障がい児福祉計画の成果目標	99
2 障がい児通所支援等の必要な量の見込み.....	104
第4部 計画の推進について	107
第1章 計画の推進について	109
1 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な提供	109
2 計画の推進体制と進行管理	110
資料.....	113
1 第4期塩竈市障がい者プランの主な実施事業.....	115
2 主な障がい福祉サービス事業所.....	121
3 指定避難所一覧	128
4 塩竈市障がい者福祉推進委員会の設置について.....	129

障害の「害」の字の表記について

本計画では法律用語や固有名詞等を除き、「障害」の「害」の字をひらがなにして「障がい」と表記しています。

第1部
第4期塩竈市
障がい者福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨等

(1) 第4期塩竈市障がい者プラン（第4期塩竈市障がい者福祉計画）策定の趣旨

本市では、2001（平成13）年、「障害者基本法」第11条に基づき、障がい者福祉施策の長期的な指針となる「塩竈市障がい者プラン（計画期間：2001（平成13）年度～2011（平成23）年度）」を策定しました。

その後も、2012（平成24）年には、「第2期塩竈市障がい者プラン（計画期間：2012（平成24）年度～2017（平成29）年度）」、2018（平成30）年には、「第3期塩竈市障がい者プラン（計画期間：2018（平成30）年度～2023（令和5）年度）」を策定し、地域共生社会の実現に向けて取り組んできました。

このように、障がい者福祉行政を推進してきましたが、この度「第3期塩竈市障がい者プラン」が終了することから、国の「障害者基本計画」及び県の「みやぎ障害者プラン」における取り組み方針を基本とし、これまでの施策の達成状況や障がい福祉関係法令の改正等の動向も踏まえ、「第4期塩竈市障がい者プラン（計画期間：2024（令和6）年度～2029（令和11）年度の6年間）」を策定するものです。

なお、本市における障がい者福祉に関する基本計画となる「第4期塩竈市障がい者福祉計画」と、その個別の実施計画となる「第7期塩竈市障がい福祉計画」及び「第3期塩竈市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、「第4期塩竈市障がい者プラン」と位置付けます。

◆第4期塩竈市障がい者プラン（第4期塩竈市障がい者福祉計画）計画期間◆

年 度	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
障がい者福祉計画	第4期 障がい者福祉計画					
障がい福祉計画	第7期 障がい福祉計画			第8期 障がい福祉計画		
障がい児福祉計画	第3期 障がい児福祉計画			第4期 障がい児福祉計画		

(2) 障がい者施策をめぐる動向

① 障害者の権利に関する条約の批准

わが国では、2007(平成19)年に障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利の実現のための措置等を規定している「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)に署名して以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備を進めた後、2014(平成26)年1月に同条約を批准しました。

② 障害者基本法の改正

「障害者権利条約」における、障がい者の権利の保護に関する国際的な動向等を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、2011(平成23)年に障害者基本法の一部が改正され、障がい者への差別禁止の観点から社会的障壁の除去等の基本原則を定めることや、障がい者の定義、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策を見直しています。

③ 児童福祉法の改正

障がい児を対象とした支援について、通所や入所支援は「児童福祉法」、児童デイサービスは「障害者自立支援法」に基づき実施されてきましたが、2012(平成24)年4月に「児童福祉法」に一本化され、市町村が支給決定する障がい児通所支援と都道府県が支給決定する障がい児入所支援が創設されました。

また、2016(平成28)年の同法改正により、2018(平成30)年度から障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、「障がい児福祉計画」が策定されました。

2022(令和4)年には、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充等を定めた「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。

④ 障害者虐待防止法の施行

家庭や施設等での障がい者に対する虐待を防止するために、2012(平成24)年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)が施行され、障がい者に対する虐待の禁止、虐待の予防・早期発見等、虐待防止等に関する国や地方公共団体等の責務、虐待を受けた障がい者の保護や自立支援のための措置が定められました。

⑤ 障害者総合支援法の施行と改正

障害者自立支援法は、障がい者の自立を支援する観点から、2006(平成18)年に施行されました。これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいた支援を一元化し、従来の障がい者支援のあり方を措置制度から支援費制度へ移行、利用したサービス量や所得に応じた費用の負担、障がいのある人が一般就労できる支援体制の整備を進め、サービス支援の必要性を明らかにするために障がいの程度を示す障害程度区分の認定を定めました。

これに対し、「障がい者自己責任とする仕組みが導入される」と反対の声が上がり、障がい当事者や関係者の政策への参画を求める運動が広まりました。その結果、「自立」が「基本的人権を享有する個人としての尊厳」という表現に代わり、2013(平成25)年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)として施行されました。障がいの範囲に難病患者が加わり、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、法律の施行後3年を目途にサービスや支給決定の在り方等について検討を行うこと、検討に当たっては障がい者等及び家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。

2022(令和4)年には、障がい者等の地域生活の支援体制の充実、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進等を定めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(以下「障害者総合支援法等一部改正法」という。))が成立しました。

⑥ 障害者優先調達推進法の施行

2013(平成25)年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「障害者優先調達推進法」という。))が施行され、国や地方公共団体等による障がい者就労施設等が供給する物品及び役務の調達推進が図られることとなりました。

⑦ 障害者差別解消法の施行

障がいを理由とする差別をなくし、障がいがある人もない人も、誰もがお互いに人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現を目指すために、2013(平成25)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。))が制定され、2016(平成28)年に施行されました。

この法律は、障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、障がいのある人から配慮を求める意思表示があった場合に、負担が重すぎない範囲で社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮を提供することを行政機関等や事業者に対し定めたものです。

2021(令和3)年には、事業者による合理的配慮の提供の義務化等を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(以下「障害者差別解消法改正法」という。))が成立しました。

宮城県においては、2021(令和3)年4月に「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」(以下「差別解消条例」という。))及び「手話言語条例」が施行されました。

本市においても、2016(平成29)年3月に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する塩竈市職員対応要領」を施行、2020(令和2)年4月に「塩竈市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」(以下「塩竈市障がい者差別解消条例」という。))及び「塩竈市手話言語の理解及び障がいの特性に応じたコミュニケーションの促進に関する条例」(以下「塩竈市手話言語コミュニケーション条例」という。))を施行しました。

⑧ 障害者雇用促進法の改正

2013(平成25)年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)が改正され、2016(平成28)年に施行されました。この法律では、雇用分野における障がい者を理由とした差別的な扱いを禁止することや、事業主に障がい者が職場で働くにあたっての配慮の提供等を義務付けました。また、2018(平成30)年から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることになりました。

2019(令和元)年には、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正障害者雇用促進法」という。))が成立し、障がい者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れや継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが示され、2019(令和元)年、2020(令和2)年と段階的に施行されました。

2022(令和4)年には、障害者雇用促進法の一部改正を含む「障害者総合支援法等一部改正法」が成立し、事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障がい者や精神障がい者の実雇用率への算定による障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障がい者雇用の質の向上等が盛り込まれ、2023(令和5)年から順次施行されます。

⑨ 成年後見制度利用促進法の施行

2016(平成28)年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が制定され、同年5月に施行されました。この法律では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにしたうえで、地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保や関係機関における体制の充実強化等が定められました。

⑩ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

2018(平成30)年に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

⑪ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

2022(令和4)年に、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)が施行されました。

◆障がい者施策をめぐる動向◆

年	国・県の動き	市の動き
2006年 (平成18年)	(国) 障害者自立支援法施行 (3障がい共通の制度)	・塩竈市障がい者プラン策定 (第1期塩竈市障がい者福祉計画及び 第1期塩竈市障がい福祉計画)
2007年 (平成19年)	(国) 学校教育法等の一部を改正する法律の 施行 (国) 障害者権利条約に署名	・塩竈市地域自立支援協議会設立
2008年 (平成20年)	(国) 障害者雇用促進法改正法成立	・塩竈市地域活動支援センター「藻塩の里」 委託により開所 ・塩竈市障害児通園事業施設「ひまわり園」 指定管理者制度に移行
2009年 (平成21年)	(国) 障がい者制度改革推進本部設置	・第2期塩竈市障がい福祉計画策定
2011年 (平成23年)	(県) みやぎ障害者プランの策定 (2011(平成23)～2017(平成29) 年度) (国) 改正障害者基本法の一部施行 (2012(平成24)年5月全施行)	
2012年 (平成24年)	(国) 改正児童福祉法の施行 (国) 障害者虐待防止法施行	・第2期塩竈市障がい者プラン策定 (第2期塩竈市障がい者福祉計画及び 第3期塩竈市障がい福祉計画) ・障がい者福祉相談支援センター 「しおーも」開設
2013年 (平成25年)	(国) 障害者総合支援法の施行 (難病等を対象に追加) (国) 障害者優先調達推進法の施行	・宮城東部地域自立支援協議会へ参画 ・第2期塩竈市障害児通園事業施設 「塩竈市ひまわり園」指定管理者制度実施
2014年 (平成26年)	(国) 障害者権利条約への批准	
2015年 (平成27年)	(県) 第4期障害福祉計画	・第4期塩竈市障がい福祉計画策定
2016年 (平成28年)	(国) 成年後見制度利用促進法の施行 (国) 障害者差別解消法の施行 (国) 改正障害者雇用促進法の一部施行 (2018(平成30)年4月に施行) (国) 改正児童福祉法の一部施行 (2018(平成30)年4月に施行) (国) 改正発達障害者支援法の施行	・塩竈市障がい者差別解消推進地域協議会設 置
2017年 (平成29年)		・塩竈市障がい者福祉推進委員会設置 ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関 する塩竈市職員対応要領施行

◆障がい者施策をめぐる動向（続き）◆

年	国・県の動き	市の動き
2018年 (平成30年)	(国) 改正障害者総合支援法の施行 (県) みやぎ障害者プラン見直し (2018(平成30)～2023(令和5)年度) (県) ヘルプマーク導入 (国) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行	・第3期塩竈市障がい者プラン策定 (第3期塩竈市障がい者福祉計画及び第5期塩竈市障がい福祉計画第1期塩竈市障がい児福祉計画) ・第3期塩竈市障害児通園事業施設 「塩竈市ひまわり園」指定管理者制度実施
2019年 (令和元年)	(国) 改正障害者雇用促進法の成立 (2020(令和2)年4月全施行)	
2020年 (令和2年)		・塩竈市障がい者差別解消条例施行 ・塩竈市手話言語コミュニケーション条例施行
2021年 (令和3年)	(県) 差別解消条例及び手話言語条例施行 (国) 障害者差別解消法改正法の成立 (国) 東京2020パラリンピック競技大会の開催	・第6期塩竈市障がい福祉計画・第2期塩竈市障がい児福祉計画策定 ・第4期塩竈市障害児通園事業施設 「塩竈市ひまわり園」指定管理者制度実施
2022年 (令和4年)	(国) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 (国) 児童福祉法の一部を改正する法律が成立 (国) 障害者雇用促進法の一部改正を含む障害者総合支援法等一部改正法が成立	

(3) 対象とする障がい者の範囲

本プランで対象とする「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条第1項(※1)、障害者総合支援法第4条(※2)、児童福祉法第4条第1項及び第2項(※3)に基づくものとします。

(以下、条文の抜粋)

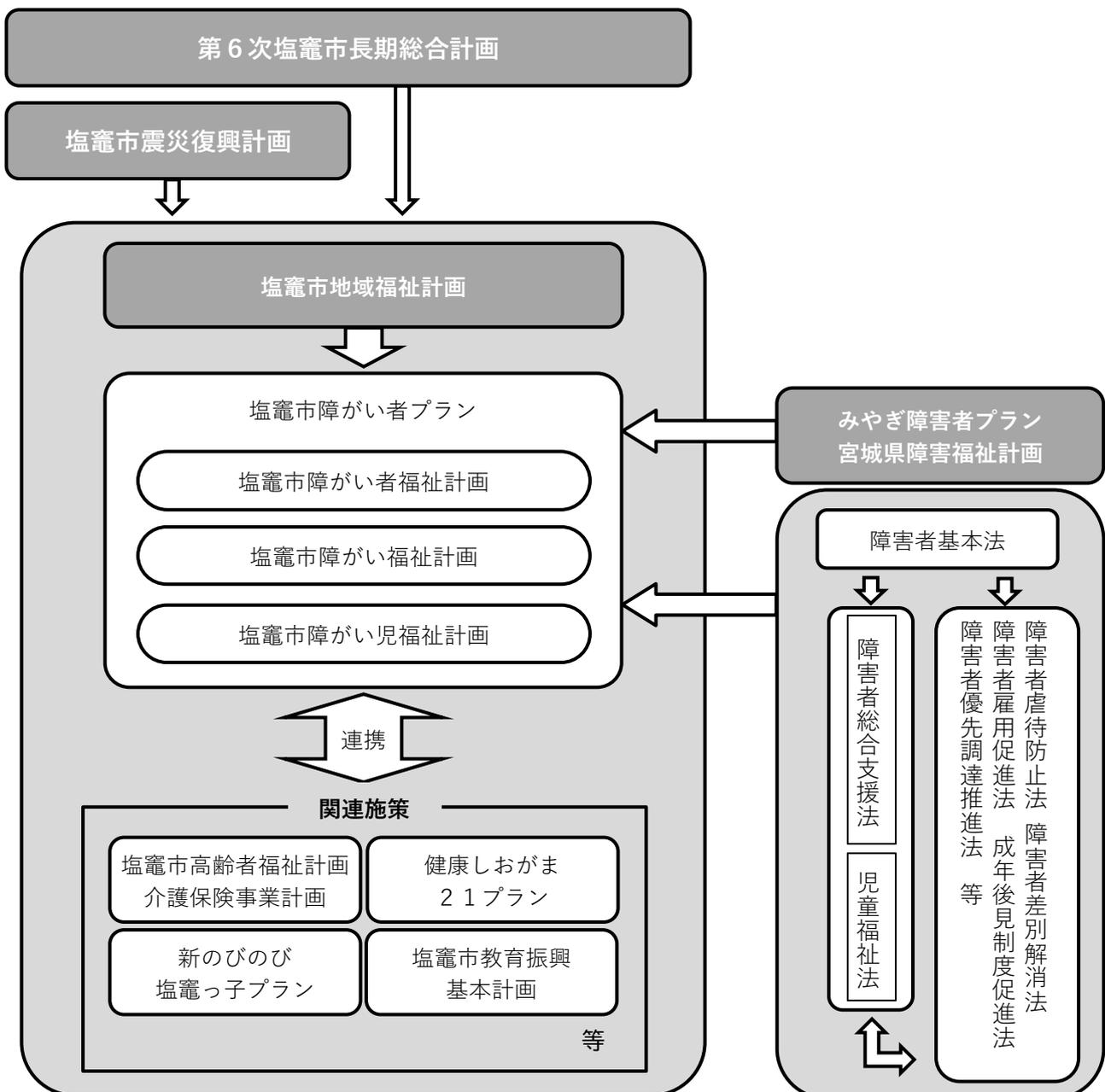
- ※1:身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- ※2:身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。
- ※3:児童とは、満十八歳に満たない者をいう。
障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。

2 計画の位置づけ

本プランは、障害者基本法第11条に基づく「障がい者福祉計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障がい児福祉計画」の3つの計画を「障がい者プラン」として一体的に策定したものです。

市における最上位計画である「第6次塩竈市長期総合計画（計画期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度」の10年間）」や福祉計画の上位計画である「塩竈市地域福祉計画」、「塩竈市震災復興計画」のほか、「塩竈市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「健康しおがま21プラン」「新のびのび塩竈っ子プラン」「塩竈市教育振興基本計画」等の関連計画と相互に連携しながら、総合的に障がい者福祉を推進する計画です。

◆計画の位置づけ◆



3 計画の期間

(1) 第4期塩竈市障がい者福祉計画

第4期塩竈市障がい者福祉計画の計画期間は、2024(令和6)年度から2029(令和11)年度までの6年間とします。

(2) 第7期塩竈市障がい福祉計画・第3期塩竈市障がい児福祉計画

第7期塩竈市障がい福祉計画・第3期塩竈市障がい児福祉計画の計画期間は、2024(令和6)年度から2026(令和8)年度までの3年間とします。

なお、国の障がい者制度改革の動向も含め、社会状況の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4 広域での本市の位置づけ

障がい福祉施策を推進するにあたり、県では、圏域単位に、3年間の障がい福祉等サービスの見直し及びサービス基盤整備の計画(宮城県の障害福祉計画・障害児福祉計画)を策定しています。その中で本市は、仙台圏域に属していますが、本プランの推進に向けては、圏域の定義を宮城東部地域自立支援協議会を構成する近隣2市3町(塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町)として捉え、より利用環境に沿った内容となるよう、広域的な協力・連携を強化しながら、障がい福祉の向上を図ります。(以下、本プランでは「圏域」を同様に「近隣2市3町」のこととし表記します。)

5 計画の策定体制

(1) 塩竈市障がい者福祉推進委員会の設置

本プランの策定にあたっては、行政内部における保健、医療、教育等の関係部局と連携し、第3期プランの実績分析及び総括を行うとともに、塩竈市障がい者福祉推進委員会(地域福祉、障がい者団体、事業所、教育、行政、法律、医療機関、市民代表の関係者から構成)を設置し、本委員会の意見を反映して策定しました。

(2) 障がい福祉に関するアンケートの実施

本プランの策定にあたり、障がいのある人自身や保護者等の生活の状況と福祉に対する考え方や一般市民における障がいのある人への理解、支援・ボランティアの状況等を把握するため、2023(令和5)年8月に、「障がい福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

調査対象者は、当事者(塩竈市に在住またはサービスを受けている方、身体・知的・精神の障害者手帳を所持する方等)及び一般市民から、無作為に抽出し、障がいの内容や家庭環境、就労、社会参加、サービスの利用、福祉施策への要望、障がいのある人への理解、支援・ボランティア等について調査しました。

◆アンケート調査実施状況◆

調査種別	対象者数 (総数)	対象者 抽出割合 [%]	調査数	有効回収票数	有効回収率 [%]
当事者*	2,984	56.6	1,689	671	39.7
一般市民	52,181	0.6	300	96	32.0
合計	55,165	3.6	1,989	767	38.6

※当事者(手帳所持者・手帳を所持しない障がいをお持ちの方)

(3) パブリックコメントの実施

本プランの策定にあたり、市民の意見を広く聴取するため、市ホームページや市内各施設において、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施しました。

6 プランの進行管理・評価

本プランの進行管理と評価については、年度ごとに「塩竈市障がい者福祉推進委員会」に実施状況を報告し、意見を聴取する等、適切な進行管理を行い、計画の推進に努めます。

7 計画推進のために

障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で共に生きる共生社会の実現を図るために、行政と市民、福祉団体、福祉サービス事業者、企業等、すべての市民と団体が理解を深め、相互に連携して、地域全体で取り組む必要があります。

障がいのある人自身も、意欲的な社会活動や自立していくことに対する意識を一層高めることが求められます。これらを踏まえ、本市は3つの視点から障がい者プランを推進していきます。

(1) 総合的な計画の推進

本プランの推進にあたっては、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境等、行政の各分野が連携・実施することによって効果が表れることから、総合的な福祉施策として庁内各課との密接な連携により、横断的な取り組み体制を整備し、進めていきます。

(2) 市民参加型の福祉のまちづくりを推進

市民の一人一人が、障がいのある人への理解を深めながら、身近なことから行動し、市全体で福祉のまちづくりを推進していくことができる場の創出に努め、的確な情報提供を図るように取り組んでいきます。

特にボランティアの養成、その基盤となる活動の場の提供を図ります。

また、障がいのある人自身も、自らができることについては主体性をもって行動していくとともに、地域社会の一員として共生していくことができる環境づくりを市民と行政が協働して進めていきます。

(3) 幅広い協力体制

民間における福祉活動としては、社会福祉協議会、社会福祉法人及び福祉・医療の関係機関や企業、NPO団体等が地域社会の一員として福祉活動へ積極的に取り組んでいきます。

また、国・県の行政機関との連携を深めながら、それぞれが役割を担い、協働して地域福祉のネットワーク体制の整備を進めていきます。

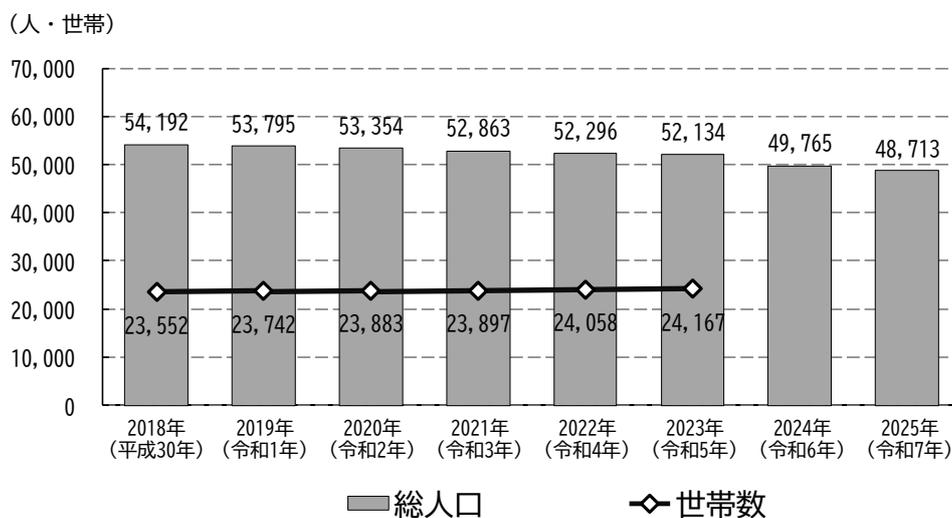
第2章 障がい者の状況

1 人口の推移

本市の総人口は、減少傾向となっている一方で、世帯数は増加傾向となっており、核家族化の進行が伺えます。

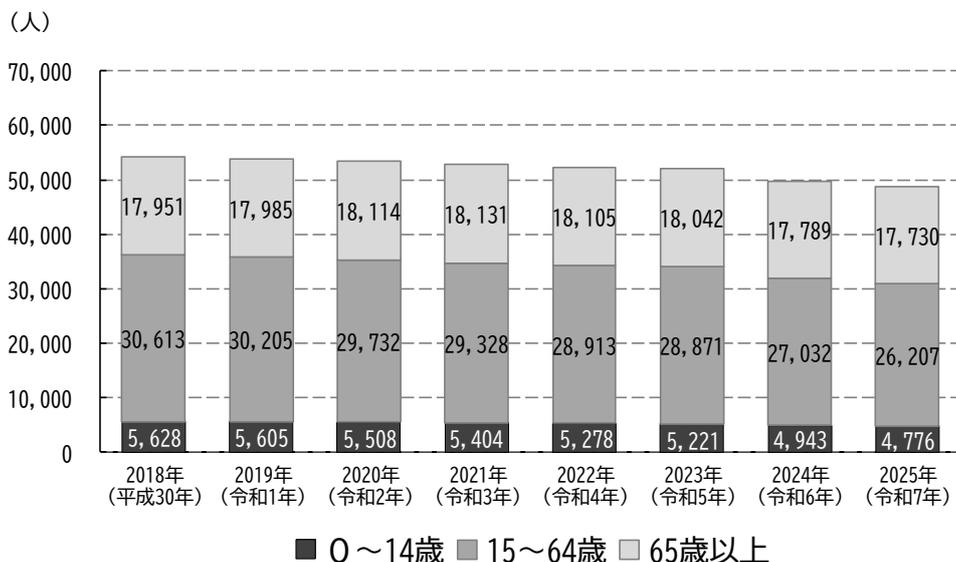
年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は、年々減少しており、65歳以上の高齢者人口は、2021（令和3）年までは増加傾向にありましたが、2022（令和4）年以降は減少に転じています。

■ 総人口の推移



「住民基本台帳(各年度末・令和5年9月末現在)」、2024年以降「人口推計」より

■ 年齢3区分別人口の推移



「住民基本台帳(各年度末・令和5年9月末現在)」、2024年以降「人口推計」より

2 身体障がい者の状況

本市における身体障害者手帳所持者数は減少傾向となっており、2022（令和4）年度末現在で2,145人となっています。

障がい等級別にみると、重度の障がいにあたる1級が733人と全体の34.2%となっています。

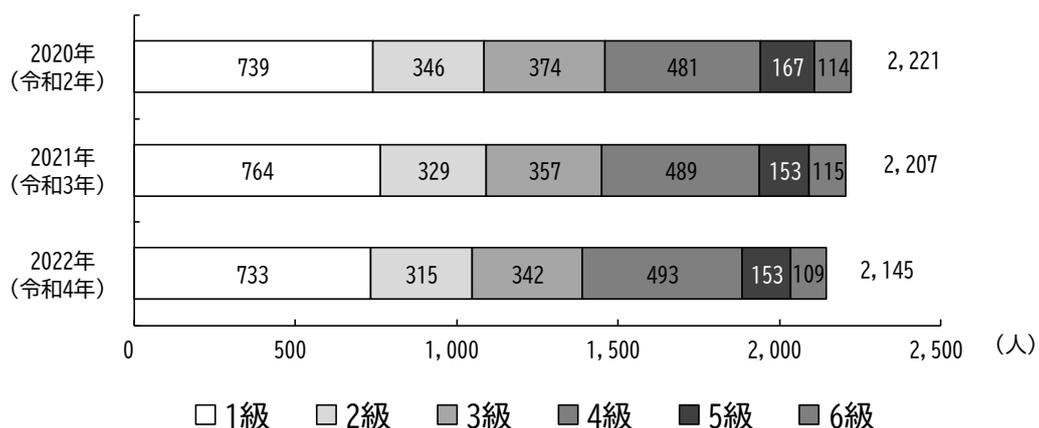
■障がい等級・部位別身体障害者手帳所持者数

（単位：人）

障がい部位 \ 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	51	41	7	11	16	4	130
聴覚・平衡機能障がい	3	35	16	38	1	49	142
音声・言語・そしゃく機能障がい	2	1	17	13	-	-	33
肢体不自由	222	225	141	242	136	56	1,022
内部機能障がい （心臓・腎臓・呼吸器等）	455	13	161	189	-	-	818
合計	733 34.2%	315 14.7%	342 15.9%	493 23.0%	153 7.1%	109 5.1%	2,145

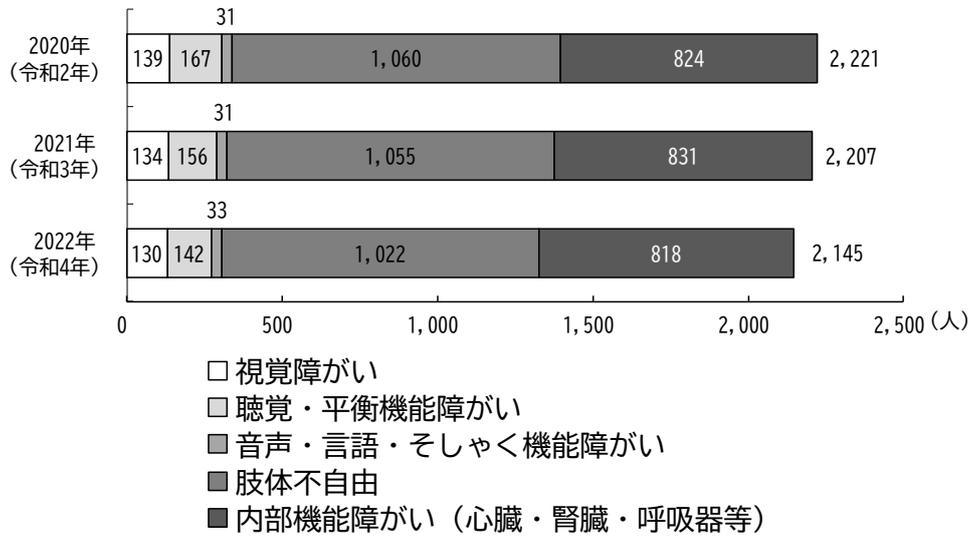
「宮城県公式ホームページ（2022（令和4）年度末現在）」より

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



「宮城県公式ホームページ（各年度末現在）」より

■障がい部位別身体障害者手帳所持者の推移



「宮城県公式ホームページ(各年度末現在)」より

3 知的障がい者の状況

本市における療育手帳所持者数は、2022（令和4）年度末現在で477人となっています。程度別にみると、重度の障がいにあたる療育手帳Aが167人と全体の35.0%となっています。年齢別にみると、18歳未満が増加傾向となっています。

■程度別・年齢別療育手帳所持者数

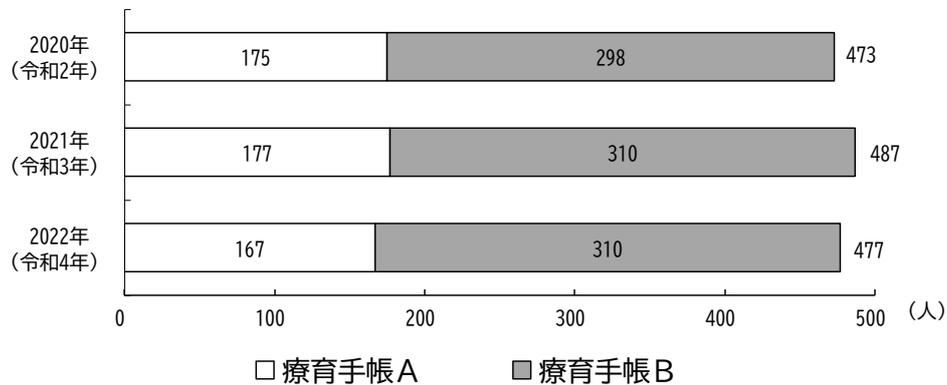
（単位：人）

程度別		年齢別		合計
療育手帳A	療育手帳B	18歳未満	18歳以上	
167(20)	310(75)	95	382	477
35.0%(4.2%)	65.0%(15.7%)	19.9%	80.1%	

※（ ）は内数で、児童数（18歳未満）

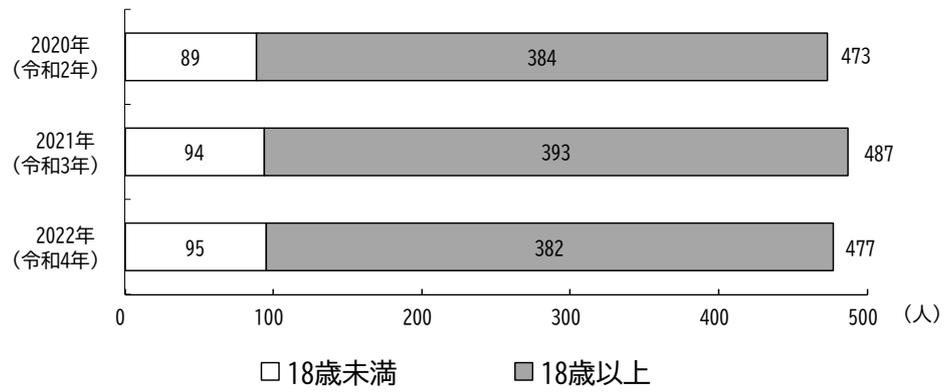
「宮城県公式ホームページ（2022（令和4）年度末現在）」より

■程度別療育手帳所持者数の推移



「宮城県公式ホームページ（各年度末現在）」より

■年齢別療育手帳所持者数の推移



「宮城県公式ホームページ(各年度末現在)」より

4 精神障がい者の状況

本市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっており、2022(令和4)年度末現在で522人となっています。

等級別にみると、重度の障がいにあたる1級が53人と全体の10.2%となっています。

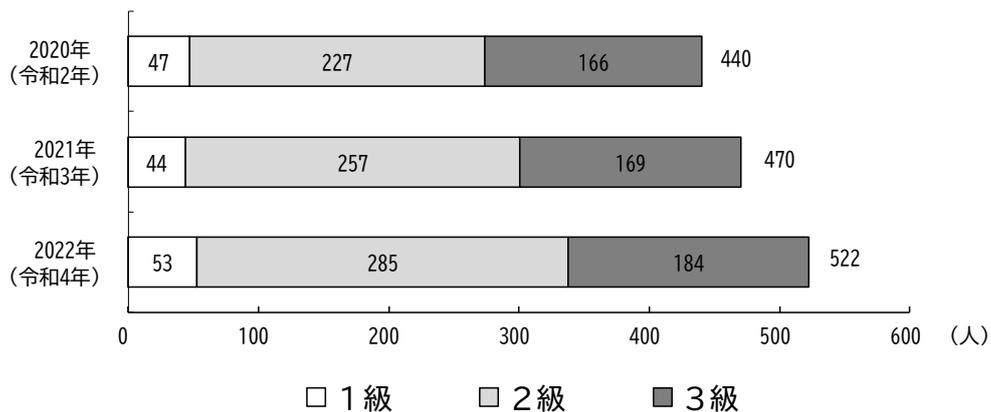
■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

1級	2級	3級	合計
53	285	184	522
10.2%	54.6%	35.2%	

「宮城県公式ホームページ(2022(令和4)年度末現在)」より

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



「宮城県公式ホームページ(各年度末現在)」より

第3章 第3期塩竈市障がい者福祉計画の成果

目標1 共に生活できるまち

施策1 心のバリアフリーの推進

① 市民への啓発

- 広報誌や市ホームページを活用し、障がい福祉の制度、サービスやイベント、手話等に関する情報の周知・啓発を図りました。12月には、障がい者週間に合わせ、障がい者差別解消の周知・啓発を目的とした広報誌への記事掲載や、ポケットティッシュを配布する等の取り組みを行いました。【生活福祉課】

② 福祉教育・地域交流の推進

- 各学校において、「福祉の心」を育てるため、特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習を積極的に展開することで、障がいのある児童・生徒と共に学び、多様性を尊重する心を育むよう努めました。また、県が行っている居住地校交流等を通して、支援学校との交流を深めました。【学校教育課】
- 「総合的な学習の時間」におけるテーマ学習として、車椅子や白杖体験等のキャップハンディ体験やユニバーサルデザイン※・バリアフリー等についての探求的な学習を通して、福祉ボランティア活動への参加意欲を育みました。【学校教育課】
- 学校教育における奉仕・体験活動の促進に向け、新型コロナウイルス感染症の流行禍においても、福祉施設等との交流方法を工夫しながら、社会参加活動の一環として、地域との交流を進めました。【学校教育課】
- 障がいのある人が気軽に集え、交流のできる環境づくりを進めるため、杉村惇美術館において「“こちよ”の実践プログラム」を実施し、障がいの有無に関わらず、誰もが“こちよ”と感じる空間の提供を目指しました。【生涯学習課】

③ ボランティアの育成と活動支援

- 手話奉仕員等の専門的なボランティアの養成と確保に向け、令和5年度に手話奉仕員養成講座入門編を開催しました。【生活福祉課】
- 児童・生徒が主体となった委員会活動等を通して、福祉に係る啓蒙活動や募金活動、ボランティア活動等に取り組みました。教科等における横断的な学習を通して、福祉教育の充実を図り、障がいや障がいがある人への理解・関心を高めました。【学校教育課】

※ユニバーサルデザイン 障がいの有無や年齢、性別等に関わらず、誰もが利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

④ 生涯学習の場における啓発

- 障がいのある人への理解が深まるよう、塩竈市生涯学習プランに障がい者の学習機会の充実を掲げ、宮城県の「学びを通じたみやぎの共生社会推進事業」を活用し、学びの支援や機会の拡充に取り組みました。また、障がいのある人も気軽に参加できる講座の開催等、関係機関と連携し生涯学習活動の普及・振興に努めました。【生涯学習課】

⑤ 権利擁護体制の推進

- 知的や精神に障がいのある判断能力が不十分な人への権利を擁護するため、成年後見制度利用支援事業による報酬助成や、みやぎ地域福祉サポートセンター（愛称：まもりーぶ）の情報提供と制度の周知に努めました。【生活福祉課】
- 権利擁護の支援体制の強化を図るため、宮城県、宮城県権利擁護センター、宮城県高齢者・障害者虐待対応連絡協議会、仙台弁護士会等の専門機関と連携し、成年後見制度や障がい者虐待の未然防止に取り組みました。【生活福祉課】

⑥ 障がい者差別解消の推進

- 障がいを理由とする差別の解消や理解促進を図るため、広報誌やホームページでの周知をはじめ、市内の公共機関や駅等にポケットティッシュを配布しました。また、関係機関とのネットワークの構築を推進するため、障がい者差別解消推進地域協議会による事案の情報共有や、市役所窓口における障がい者への対応や配慮について、新規採用の市職員に対し研修会を実施する等、広く周知・啓発を図りました。【生活福祉課】

⑦ 障がい者虐待防止の推進

- 障がい者虐待の防止や早期発見に向け、広報誌やホームページ等において、障害者虐待防止法や虐待に気づいた場合の通報義務、相談窓口の周知・啓発を図りました。【生活福祉課】
- 市民や関係機関等から通報があった場合は、迅速に事実確認を行い、被虐待者の安全確保を優先に、問題解決に向けた提案を行いました。また、問題が複雑化しているケース等については、宮城県高齢者・障害者虐待対応連絡協議会とも連携を図り、早期の解決に努めました。【生活福祉課】

現状と課題

一般市民へのアンケート調査では、身体障がいや知的障がい、精神障がい、発達障がいについて、「名前も内容も知っている」と回答した人が6~7割となっており、障がいに関する知識については、少しずつ広まってきていると考えられる一方で、2020(令和2)年4月に施行した「塩竈市障がい者差別解消条例」及び「塩竈市手話言語コミュニケーション条例」の認知は1割未満に留まっています。

当事者へのアンケート調査では、ここ5年以内で差別や嫌な思いをした経験が「ある」と回答した人が17.7%、「少しある」と回答した人が17.9%となっており、外出先や所属先(学校や仕事場等)で差別や嫌な思いをしたと回答した人が多くなっています。また、成年後見制度も「内容を知らない人」が約6割となっており、今後の活用意向についても「わからない」と回答した人が約4割を占めています。障がいのある人の差別が解消され、権利が守られるよう、関係機関と連携を図りながら、制度の周知も含め、引き続き、取り組みを推進していく必要があります。

ボランティアの育成も十分とは言えず、一般市民へのアンケート調査では、障がいのある人に関するボランティア活動の有無について、「ある」と回答した人が12.5%となっています。ボランティア活動を活発にするために必要なことについては、「学校等でボランティア学習・体験活動を行う」が52.1%、「情報提供や相談窓口の充実」が49.0%となっていることから、障がいに対する理解を深めるため、教育や生涯学習(イベント等を通じて)の場、あらゆる機会において、継続して学習や交流の機会を提供していく必要があります。また、広報誌やホームページ、SNS等も活用しながら周知・啓発に取り組むことが必要です。

施策2 情報のバリアフリーの推進

① 情報の提供

- 広報誌やホームページ等様々な広報媒体により、障がい福祉の制度や、障がい者本人及びその家族・支援者等向けのイベントに関する情報等の周知・啓発を図りました。【生活福祉課】

② 情報アクセシビリティ[※]の向上

- 市民を対象に、ホームページ等の内容についてアンケート調査を実施し、年齢や障がい等に関係なく誰でも必要な情報を分かりやすく利用できるよう、ホームページをリニューアルしました。また、月に1回視覚に障がいのある人に録音図書（「声の広報」）の配布を行い情報提供を図りました。【秘書広報課】
- 市民図書館において、視覚に障がいのある人に読書の機会を提供するため、点字資料を所蔵、貸出しを行いました。【文化スポーツ課】
- 宮城県聴覚障害者福祉会及び宮城県視覚障害者情報センターと連携・協働し、みみサポサロンや視覚障がい者情報交流会を開催することで、障がいのある人同士の情報交換や交流ができる場を提供するとともに、社会参加のための環境整備を図りました。また、印刷物の情報を音声化することができる Uni-Voice[※]の利用により、視覚に障がいのある人が音声で情報を得られるよう努めました。【生活福祉課】

現状と課題

情報提供やアクセシビリティの向上に努めてきましたが、当事者へのアンケート調査をみると、福祉サービス等に関する情報の入手先として、「行政機関の広報誌」が29.1%と最も高くなっており、行政からの情報の重要性の高さが伺えます。

社会のデジタル化が進む中、デジタル格差を解消し、障がいのある人も誰もがICTを活用できる環境の整備が必要です。障がいの有無や年齢等に関わらず、必要な情報に簡単にアクセスできるよう、障がいの特性に応じた情報アクセシビリティの向上や情報提供の充実に努める必要があります。

一方で、ICTを活用することが困難な方もいるため、広報誌等による情報提供にも、継続して取り組むことが必要です。

※アクセシビリティ 障がい者や高齢者をはじめ、あらゆる利用者がパソコンや Web ページ等の情報資源を不自由なく利用できる等の使いやすさを表す。

※Uni-Voice 専用の再生機器を必要とせず、スマートフォン等に無料のアプリケーションを導入し、スマートフォンのカメラで読み取ったコードを音声に変換し再生することができる情報機器。

施策3 生活環境の整備

① 障がいのある人の住宅の整備

- 障がいのある人が居宅で安心した生活を送ることができるように、日常生活用具にある住宅改修費内の居宅生活動作補助用具として、住宅改修の助成を行いました。また、業者に本人の状況を相談しながら、専門的な意見を取り入れることで、最適な住宅改修が行われるよう促しました。【生活福祉課】

② 住みよいまちづくりの推進

- 誰もが住みよい福祉のまちづくり条例に係る、届出等審査及び相談時にバリアフリー化・階段への手すりやスロープの設置等の助言や、民間の建造物も含めた公共性の高い建造物の建築主へ窓口等におけるパンフレット配布等による啓発に努めました。【まちづくり・建築課】
- 国の定める政令やガイドラインに基づき、建物だけではなく道路や公園等の整備についても、障がいのある人に配慮した環境づくりに努めました。【土木課】

③ 移動環境の整備

- 道路に生じた破損（穴、亀裂、陥没、ヒビ割れ等）の修繕を行い、段差の解消に努めるとともに、市内4つの駅の周辺に点字ブロックを設置しました。また、歩行者の安全な通行を確保するため、年に1回駐輪場等の放置自転車の回収及び持ち主への通知・返却や、不法占用物等の通報や発見した際には撤去を行いました。【土木課】
- 市内循環バスとして、しおナビ 100 円バス、NEWしおナビ 100 円バスを効果的に運行するために、1時間に1本の分かりやすい運行体系の循環線と、路線バスの交通空白地区を広くカバーするための路線バスを組み合わせ、障がいのある人もない人も誰もが移動しやすい交通環境を維持しました。【政策課】

現状と課題

当事者へのアンケート調査では、「週1回以上外出している人」が約8割を占めています。外出時の困りごととしては、「道路や駅に階段や段差が多い」「列車やバスの乗り降りが難しい」「困った時にどうすればいいのか心配」等が挙げられています。

障がいの有無に関わらず、誰もが安心して生活を送るために、住宅や道路、多くの人を利用する公共施設や交通機関のバリアフリー化に加え、外出や移動のしやすさ等、障がいのある人に配慮した環境づくりを引き続き、推進していく必要があります。

目標2 自分らしくいきいきと自立した暮らしのできるまち

施策1 療育体制と教育の充実

① 発達支援体制の充実

- 市内保育所(園)・幼稚園においては、療育での個別計画に沿った支援を推奨し、併せて保育所(園)・幼稚園での様々な活動を通して、人と関わる楽しさを経験しながら発達を促し、また、これらを通して保護者が子育てしながら就労できる環境づくりに努めました。【保育課】
- 児童発達支援を利用している保護者へ、専門員等が障がいに関する悩みや子育ての相談に対して、不安の解消や対応について助言を行いました。また、市が委託している「ひまわり相談室」等、発達支援に関する相談窓口や研修等も周知しました。【生活福祉課】
- 乳幼児健診でのスクリーニングや保育所(園)・幼稚園・保護者からの相談に対して、すこやか発達相談(幼児精神発達精密検査含む)・ことばの相談・幼児健全発達相談支援事業等を毎月、若しくは隔月開催し、相談支援の機会を確保しました。【子ども未来課】

② 教育段階における障がい児支援体制の充実

- 学校施設については、学校施設長寿命化計画に基づき、長寿命化改良事業を順次進めたほか、個別改善により、スロープや階段の手すり、多目的トイレの設置、エレベーターの整備等、バリアフリー化に対応した改修を実施しました。受け入れ体制については、継続して特別支援教育支援員を配置し、支援体制を整備しました。【教育総務課】
- 計画相談支援事業所と共に関係機関と情報共有しながら、個の特性に応じた支援内容を検討しました。【生活福祉課】
- 一人ひとりの障がい特性や発達状況を考慮しながら、困りごとの解決等の相談及び就学相談を生活福祉課、子ども未来課、学校教育課が連携しながら行いました。また、必要に応じて3つの課で情報の共有を行いました。【学校教育課】
- 障がいのある子どもを特別支援学級に受け入れるにあたっては、「就学に係る情報交換会」や「塩竈市教育支援委員会」等を開催し、学校、保健師、教育委員会で連携を深めながら、本人・保護者の意向を可能な限り尊重するよう努めました。【学校教育課】
- 小・中学校の特別支援学級担当や教職員に係る資質や指導力の向上を図るため、特別支援学級新担任研修会や地域における医療的ケア支援体制整備研修会等の県の研修事業を活用しながら、指導力や専門性の向上を図りました。【学校教育課】
- 特別支援学校に通学する児童・生徒と、居住地域の児童・生徒との交流機会の確保や交流活動へ参加する機会の提供を図るため、県主催の居住地校交流を行い、その有効性を共有することで、インクルーシブ教育の推進に繋がりました。【学校教育課】
- 幼保小連携事業や特別支援教育スーパーバイザーの巡回訪問を関係機関と連携して行うことで、望ましい子育て支援や適正な就学指導に繋がりました。【学校教育課】

③ 切れ目のない総合的な支援体制の構築

- 障がいのある子どもの健やかな育成のため、子ども未来課子育て世代包括支援センターの保健師を中心に支援体制を構築し、さらに就学に係る情報交換会、就学相談会、幼保小連携事業、塩竈地区教育支援委員会等を行うことで、多くの関係機関が関わりながら支援を行いました。【学校教育課】
- 情報交換や就学相談等で障がいのある子ども・家庭を把握することで、就学後の福祉サービス（放課後等デイサービス）の利用を円滑に進めました。また、個別のケースについては地区担当保健師や計画相談支援事業所とケースの共有を図ることで、支援者の引き継ぎ（移行）がスムーズに行われました。【生活福祉課】
- 就学に係る情報交換会において、小学校入学前に障がいのある子どもについて、小学校、特別支援学校、幼保等関係機関、福祉子ども未来部、教育委員会が一堂に会し、情報共有を行いました。さらに、特別支援学校への就学の可能性がある子どもについては、別途就学相談会を行いました。【学校教育課】

現状と課題

近年、発達障がいについて、メディア等で取り上げられる等、発達障がい等の認知度も高まり、障がいに関する悩み等の相談件数が増加しています。圏域内の事業所により、児童発達センター及び保育所等訪問支援を利用できる体制が構築される等、支援体制の充実が図られてきておりますが、早期に適切な支援に繋げる相談支援体制や早期療育体制の充実等、引き続き取り組むことが必要です。ライフステージごとに支援が途切れることなく提供できるよう、教育と福祉の連携強化も欠かせません。また、希望する暮らしを送るために、障がいのある子どもの家族（保護者）が抱える悩みや不安に寄り添ったきめ細やかな支援を継続していく必要があります。

施策2 雇用と就労の支援

① 障がい者雇用率の向上

- 宮城東部地域自立支援協議会において、就労系サービス事業所による「就労支援部会」を開催し、情報交換や事業所間のネットワークの充実を図りました。【生活福祉課】
- 就労系サービス事業所等からの物品及び役務の受注機会を拡大する目的で「塩竈市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、就労する障がいのある人の製品の販売ができるように市所有施設（壱番館）のスペースを提供し、就労支援及び社会参加の促進を図りました。【生活福祉課】

② 適正な職能評価と訓練機能体制の充実

- 障がいのある人の就労に必要な知識や技術を身につけるため、宮城障害者職業センターによるパソコンや点字プリンター等、職業訓練における様々な情報提供を行いました。【生活福祉課】

③ 施設の整備

- 生活介護事業所と連携し、重度の障がいのある人への適切な通所のため定期的な情報共有を行いました。【生活福祉課】
- 日中活動や社会参加の促進を図るため、地域活動支援センター（藻塩の里）の運営を委託し、障がいのある人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会参加の促進と生活支援等を実施しました。【生活福祉課】

現状と課題

障がい者の就労希望は増加傾向にあり、当事者へのアンケート調査では、障がいのある人が就労する際に必要な支援として「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」等の回答が多く見られ、職場の理解や、個々の障がい特性や健康状態に応じた働き方が求められています。障がいのある人の雇用について、企業等への働きかけは十分とは言えませんが、雇用者側も安心して取り組めるよう、意見交換や情報交換の場を増やし、さらなる雇用率の向上に向けて、就労の場を確保していく必要があります。

施策3 文化活動とスポーツ活動の推進

① 芸術・文化活動の推進

- 障がいのある人によるコンサートや作品展示会等、様々な機会の提供に努めるため、ふれあいエस्प塩竈アートギャラリーにて、障がい者施設等で創作活動をしている人の作品展を実施しました。【生涯学習課】

② スポーツ・レクリエーションの推進

- 障がいのある人もない人も、共に楽しむことができる市民スポーツフェスティバルは、新型コロナウイルスの影響で開催できていませんでしたが、関係団体の協力により、令和5年度に4年ぶりに開催しました。【文化スポーツ課】

現状と課題

障がいの有無や年齢に関係なく、様々な文化やスポーツ活動等を通して、お互いに交流し理解を深める機会が少ないのが現状です。誰もが個性や能力を発揮して自分らしくいきいきとした生活を送るため、身近な場所で気軽に取り組める環境の整備が求められていることから、関係団体からの情報収集等により、機会の創出を推進していく必要があります。

施策4 社会的自立の支援

① 移動支援の整備

- 移動支援を必要とする重度の障がいのある人に、福祉タクシー利用券・燃料費助成券を交付しました。【生活福祉課】
- 身体や知的に障がいのある人に対し、自立及び社会参加の促進のため、運転免許の取得や自動車改造にかかる費用の一部を助成しました。また、知的や精神に障がいのある人に対する行動援護や、視覚に障がいのある人に対する同行援護により、散歩や買い物等の外出支援を行いました。【生活福祉課】

② コミュニケーション支援の充実

- コミュニケーション支援を図るため、手話通訳者の派遣や日常生活用具(情報・意思疎通支援用具)の給付を行いました。また、市役所の各窓口には聞こえが不自由な人(聞こえない人・聞こえにくい人)への配慮を表す耳マークカードやホワイトボードを設置し、障がい者支援系の窓口にはコミュニケーションボードや難聴者の聞こえを支援するコミュニン[※]のほか、ヒアリングループ[※]の整備等を実施しました。【生活福祉課】

現状と課題

障がいのある人の自立した日常生活や社会参加を支援するため、経済的負担の軽減や、外出の際に有効な手段となる、移動やコミュニケーション支援の充実が必要です。現在、市では手話奉仕員が不足しているため、養成講座を行い、広く登録を呼びかけていることから、今後も担い手の確保のため、興味関心を深める取り組みを継続して行っていく必要があります。

※コ ミ ュ ー ン 声を高性能マイクで集音し、周波数の調整により、小型スピーカーから聞き取りやすいクリアな音声を発する対話支援機器。

※ヒアリングループ マイクから出力された音声をループアンテナで誘導磁界を生じさせ、利用されている補聴器等に誘起させることにより、目的の音声だけを正確に聞き取る対話支援機器。

目標3 共に安心した暮らしができるまち

施策1 保健・医療・福祉等の連携促進

① 母子保健の充実

- 妊産婦及び乳児の健全育成を図るため、母子健康手帳交付時の妊婦面談及び乳児全戸訪問指導の実施率100%に加え、妊娠7か月頃にすべての妊婦に対してアンケートで健康状態を確認し、希望者へ面談を行いました。医療機関と連携し、早期に乳児全戸訪問指導を行う等、タイムリーに支援を行いました。【子ども未来課】
- 乳幼児健診での疾病や障がい等のスクリーニングにより、早期発見に努め、把握した児及び保護者に対し、専門相談の活用や関係機関連携のもと、面談・訪問等を継続して支援しました。健診に来所していない人に対し、電話・ハガキによる受診勧奨を実施しました。また、対象月年齢を過ぎた全ての未受診者に対して、電話・訪問による母子の状況確認を実施しました。【子ども未来課】
- 育児不安の軽減や虐待予防を行うため、産前産後の事業を拡充しました。妊娠期の事業を毎月開催し、隔月で土曜日も開催しました。パートナー及び家族を含め、妊娠期から産後を見据えた支援を行いました。産後は乳児全戸訪問指導後、すぐに参加できる事業を設けたほか、子育て支援センター事業と一体となり、産後・乳児期の悩みに早期に対応できる体制を構築しました。【子ども未来課】

② 成人保健の充実

- がん検診を含む各種健(検)診の受診率向上に向け、追加検診・クーポン券配布のほか、市ホームページや公式LINE等での広報、周知を行いました。また、精密検査該当者の受診勧奨については、電話や訪問をし、事後指導に努めました。【健康づくり課】
- 障がいの一因となる生活習慣病の重症化予防や、健康寿命延伸に対する意識を高めるため、町内会やサークル等を対象とした健康相談や健康教育だけでなく、多くの人が集まる健診会場やスーパーマーケット等において健康情報の発信や行動変容を促す健康相談、健康教育の機会を設け、充実に努めました。【健康づくり課】
- 健康推進員や食生活改善推進員等、地域の健康づくりリーダーや町内会、各種団体と連携し、地域での健康づくり活動の活性化を図り、健康に関するイベントの実施、参加者の増加を図りました。【健康づくり課】

③ 精神保健の充実

- 気軽にストレス度や落ち込み度等のセルフチェックができ、状態に合わせた適切な相談機関へつながるための情報提供を行っている「こころの体温計」について、広報や乳幼児健診、特定健診会場、小中学校等へチラシを配布し周知を行いました。併せて、広報やSNSの活用により、市民のこころの健康の動向も含め、啓蒙普及を行いました。【健康づくり課】
- 障がいのある人だけでなく、発達障がいや人格障がい、精神不安の強い人、病名の診断はないがひきこもりの人、またその家族からの相談に対応しました。個別の状況に応じて、適宜関係機関とも連携を図り、相談者の安定した地域生活に努めました。【健康づくり課】
- 相談者の対応スキルアップとして、研修会を行い、地域での身近な相談者としてこころの健康の啓発普及活動をしつつ、必要な時に相談機関を紹介できる「こころのサポーター」の人材育成を行い、地域の相談体制づくりを進めました。【健康づくり課】
- 誰でも気軽に不安や悩み等の相談ができるよう、保健所や保健センターと情報共有・連携しながら、個別の面接や電話相談、訪問指導により個々のケースに応じたきめ細やかな保健指導を行い、不安や悩みに対する相談に対応しました。また、医療や福祉との連携により、地域で落ち着いた生活が送れる体制を図りました。【生活福祉課】
- 相談対応を行う職員を対象にした研修の実施や事例検討によるスキルアップに努め、医療機関からの専門的助言を受けながら病状悪化の予防に努めました。【生活福祉課】

④ 難病施策の充実

- 難病患者とその家族に対し、療養上や生活上の不安・悩み等について、各種制度や障がい福祉サービスに関する情報を提供し、生活支援を図りました。また、コミュニケーション（意思伝達）支援を必要とする重度の難病患者に対し、保健所や医療機関等と連携を図り、本人の望む生活環境を整えることに努めました。【生活福祉課】

現状と課題

当事者へのアンケート調査では、将来のことで不安に感じていることとして、「自分が高齢になった時の健康や体力」「自分が病気にならないか」「介助や援助をしてくれる人がいるか」等の回答が多くなっています。

乳幼児期では、疾病や障がい等を早期に発見し、治療や療育に繋げることが必要ですが、成人期においては、生活習慣病の悪化等を予防し、健康づくりに取り組むことや、精神疾患の予防や治療に留まらず、心の健康の保持・向上が必要です。

近年は、8050問題やダブルケア等、複雑化・複合化した課題を長期的に抱えているケースや、悩みや課題を抱えたまま支援に繋がっていないケースが顕在化しています。そうした方々が孤立しないよう、また、きめ細やかな支援ができるよう、支援者のスキルアップに加え、医療機関との連携や地域での相談体制の強化を図っていくことが必要です。

特に若年者や働き世代の方が自身の健康に関心を向けて、正しいライフスタイルに合わせたセルフケア、健康づくりに取り組めるような周知・啓発活動の強化が必要です。

施策2 防犯・防災対策

① 地域防災体制の整備

- 避難行動要支援者台帳等を福祉部門と連携して作成し、障がい等を抱えている人を把握しました。また、災害等が発生した場合に備え、該当者の緊急連絡先を掌握し、連絡する体制構築や地域の中で訪問して安否を確認するようなシステム構築を図りました。【危機管理課】
- 防災訓練の実施会場を支援学校小学部がある学校にし、災害発生時の教職員及び生徒の動きを確認した避難訓練等を実施しました。また、地域の人（民生委員や支援員）に協力していただき、安否確認等を実施しました。【危機管理課】
- 災害発生時には主に市の公式LINEやホームページにて情報発信をしました。その際に、公式LINEでは避難情報や防災無線放送内容を発信し、ホームページでは避難所開設情報や災害に関する様々な情報を発信しました。障がいのある人が指定避難所や福祉避難所での生活を円滑に送ることができるよう、各指定避難所で障がいの種別に対応した情報発信を心掛けました。戸別受信機等による音の発信、筆談による目で見える情報発信等、ハンディがある人へも対応した体制整備を図りました。【危機管理課】
- 災害時に援護を必要とする障がいのある人が避難できるよう、個別避難計画の作成の優先度の高い人（身体障害者手帳1、2級を所持している人、津波浸水区域に居住している人等）から意向調査を実施し、同意を得た人について計画の作成を行いました。
また、障がいのある人が災害時における避難支援を迅速かつ円滑に受けられるよう、町内会・民生委員児童委員に地域の避難行動要支援者の情報を提供するとともに、未登録の要支援対象者の登録勧奨を行いました。【高齢福祉課】

② 防犯と安全対策の充実

- 地域ぐるみによる防犯対策強化を図るため、防犯協会が行う防犯活動に対する助成や広報誌の掲載等により、市民の防犯意識の普及啓発を図りました。また、犯罪認知件数の減少を図るため、塩釜警察署から要望があった箇所に、市が防犯カメラを設置するとともに、防犯カメラを設置しようとする町内会等の団体に助成を行い、「犯罪に遭わない、起こさない」環境づくりに努めました。【市民課】
- ひとり暮らしの重度身体障がいのある人等が、日常の安否確認や、もしもの緊急事態に備えて、その緊急事態を家族等に知らせることができる機器を活用したサービスの契約にかかる初期費用を助成する制度を設けました。【高齢福祉課】

現状と課題

当事者へのアンケート調査をみると、災害時に一人で避難できるかについて、「できない」と回答した人が35.3%と約3人に1人となっています。一般市民へのアンケート調査では、一人で避難することができない障がいのある人に避難支援ができるかについて、「避難支援できると思う」が38.5%となっている一方で、「障がいのある方にどのような支援をしたらよいかわからない」「近所付き合いがあまりない」等の理由により、「避難支援できない、または難しいと思う」と回答した人が半数以上を占めています。

もしもの災害に備え、緊急時に安全かつ迅速に避難することができるよう、日頃から顔の見える関係づくりが必要です。さらには避難行動要支援者の把握や個別避難計画の作成を進めていき、地域の協力を得ながら、防災体制づくりを強化していく必要があります。

施策3 相談体制の充実と人材の育成

① 相談支援体制の強化

○障がいのある人や子ども、その家族等からの相談に対しニーズをくみ取り、計画相談支援事業所や身体障がい者相談員と連携を図りながら、より質の高いサービス提供に努めました。障がい福祉サービスに従事する職員のスキルアップを図るため、様々な分野の研修会に積極的に参加して専門知識を高めました。また、基幹相談支援センター事業を委託し、近隣2市3町内の相談支援事業所が参画する定期的な情報共有や研修等を開催することで、相談支援事業所間の連携や地域における相談支援体制の強化を図りました。【生活福祉課】

② 地域の支援体制づくり

○福祉、医療、雇用、教育等の様々な地域課題を解消するため、近隣2市3町で構成する宮城東部地域自立支援協議会を中心に、事業所、家族会、医療機関等含む様々なネットワークの構築を図りました。【生活福祉課】

現状と課題

地域における相談支援体制やサービス提供体制は、様々な分野の関係者との連携により図られてきていますが、障がいのある人やその家族等の多様なニーズに適切に対応するためには、引き続き、支援者自身が制度の理解や専門性を高めていく必要があります。

病気や障がい、介護、子育て等の多くの問題を抱えているケースには、各分野の関係機関との連携が不可欠であり、それぞれが専門性を活かしながらきめ細やかに支援していくことが重要です。また、障がい者の高齢化に伴い、介護保険サービスとの併給利用もあり、介護支援専門員との連携も必要になっています。また、処遇困難な相談事案への対応についても、基幹相談支援センターをはじめ関係機関と連携を図りながら、1つ1つの地域課題に取り組んでいくことが必要です。

施策4 地域生活の支援

① 障がい福祉サービスの充実

- 障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、計画相談支援事業所と連携し、多様なニーズに応じたサービスの提供に努めました。また、障がいのある人の日中活動を支援するため、生活介護や就労支援、日中一時支援等を行い、生活全般の支援と家族の負担軽減を図りました。【生活福祉課】

② 障がい児福祉サービスの充実

- 障がいのある子どもが地域で自立した生活を送ることができるよう、計画相談支援事業所と連携し、特性や成長に合わせたサービスの提供に努めました。また、障がいの疑いのある子ども（未就学児）の相談を受けた際は、子ども未来課と情報共有し、必要に応じてサービスの提供を行う等、より効果的な支援ができるよう努めました。家族の体調不良時等にも対応できるよう、短期入所の利用により、安定した提供体制の確保に努めました。【生活福祉課】

③ 重症心身障がい者・障がい児への支援

- 圏域内に重症心身障がい児を対象とした児童発達支援・放課後等デイサービス事業所が設置され、委託する相談支援事業所においては、医療的ケア児支援コーディネーターが1名配置されました。また、宮城東部地域自立支援協議会では、医療的ケアが必要な障がいのある人や子どもを抱える家庭に対してアンケート調査を実施し、現状の把握に努めました。【生活福祉課】

④ 地域移行・定着への支援

- 障がいのある人の自立支援のため、宮城東部地域自立支援協議会において、国が示す精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場や研修会を開催しました。また、地域生活支援拠点センター事業を委託し、家族等の介護者が不在となる緊急事態であっても在宅で生活する障がいのある人が安心して暮らせるよう、緊急ショートステイ事業を進めました。緊急時の受け入れ先として、近隣2市3町圏域内の短期入所事業所の参画について働きかけを行い、障がいのある人を支える体制の整備を図りました。【生活福祉課】
- 障がいのある人の市営住宅等への優先入居に配慮し、入居募集の抽選の際に、優遇措置を実施しました。【まちづくり・建築課】

⑤ 家族介護者への支援

- 障がいのある人の家族等への介護支援を図るため、計画相談支援事業所と連携し、ニーズに応じた共同生活援助や短期入所等の利用を促すことで、介護者や家族の負担軽減に取り組みました。また、当事者の家族で構成する塩釜市障がい者福祉協会や塩釜市手をつなぐ育成会が実施する事業に対して補助金を交付し障がいのある人の社会参加を推進しました。【生活福祉課】

⑥ 経済的支援の充実

- 特別障害者手当及び障害児福祉手当をはじめ、障害者手帳が交付された人が利用できる割引制度等について、広報誌や窓口でパンフレットを配布し制度の周知を図りました。また、更生医療や育成医療のほか、酸素濃縮器の使用に必要とする電気料の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図りました。【生活福祉課】
- 障害基礎年金について、窓口でパンフレットを設置するほか、ホームページでも制度の周知を図りました。また、心身に重度の障がいのある人を対象とし医療費を助成することで、医療の確保と経済的負担の軽減を図りました。【保険年金課】
- 特別児童扶養手当について、子ども未来課、保険年金課（児童手当担当課）窓口でパンフレットを設置し、周知を図りました。【子ども未来課】

⑦ 地域リハビリテーションの充実

- 知的障がい者の職能的判定や巡回相談で、本人の特性を把握し、必要な療育や福祉サービスの提案、就労に関する相談に努めました。窓口や広報誌において、宮城県リハビリテーション支援センターが行っている障がい者検診等の地域リハビリテーション事業に関する情報提供を行いました。市民や関係機関等からの相談で、市だけでは対応が困難なケースの場合には、宮城県リハビリテーション支援センターと連携し、迅速かつ適切な支援を行うように努めました。【生活福祉課】
- 精神障がいのある人へ、面接や電話・訪問等を通し、個々の特徴に合わせた保健指導や支援、関係機関との連携を行い、本人の自立した生活を目指し支援に努めました。【健康づくり課】

現状と課題

当事者へのアンケート調査をみると、障がいのある人は、現在、「家族と一緒に暮らしている人」が約8割となっており、今後3年以内も「家族と一緒に暮らすことを希望している人」が約7割を占めています。希望する暮らしを送るために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」「相談支援等の充実」等の回答が多く、そうしたニーズに合わせた支援が求められています。

障がい者の家族の高齢化や健康問題等により、緊急時に障がいのある人を支える体制整備として、近隣自治体の短期入所事業所に緊急ショートステイ事業への参画を働きかけ、社会資源の確保を加速させていく必要があります。

医療的ケアが必要な家庭へのアンケート調査結果に基づき、必要とされる支援や医療的ケアが可能な事業所の確保に向け、宮城東部地域自立支援協議会を中心とした関係機関と連携しながら具体的な支援策の検討を進めていく必要があります。

第4章 第4期塩竈市障がい者福祉計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本プランの基本理念は、「第3期塩竈市障がい者プラン」の基本理念を継承するとともに、「第6次塩竈市長期総合計画」の福祉分野におけるまちづくりの目標（みんなが生き生きしているまち）と方向性（健康で安心して暮らせる地域づくり）を踏まえ、以下の通りとします。

だれもが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち

(2) 基本目標

目標1 互いを尊重し共に生活できるまち

障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現に向け、「ノーマライゼーション」の理念を踏まえながら、心のバリアフリーや情報のバリアフリーの推進、生活環境の整備等、互いを尊重し共に生活できるまちづくりを進めます。

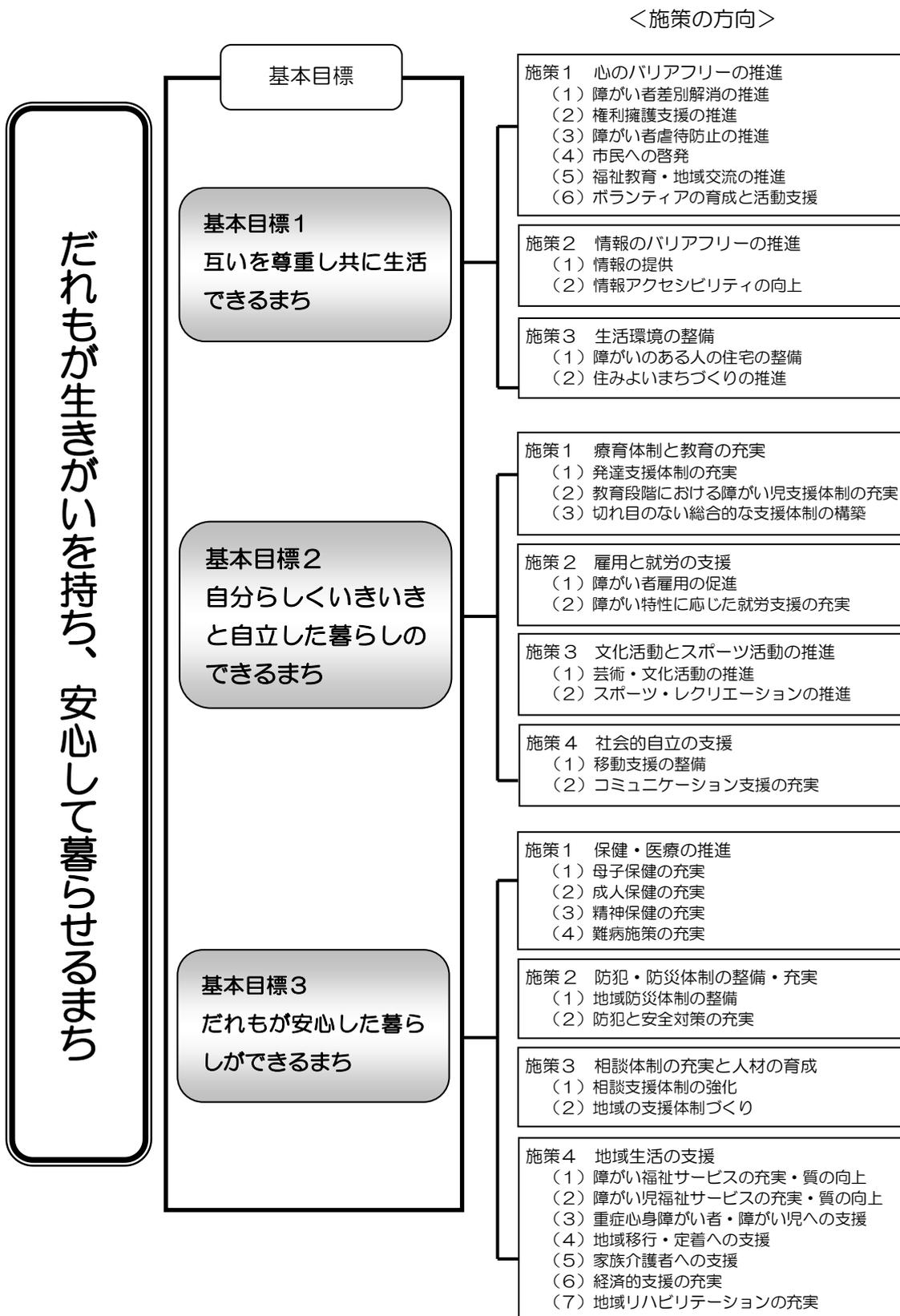
目標2 自分らしくいきいきと自立した暮らしのできるまち

障がいのある人の自主性と主体性を大切にして、自分らしくいきいきとした暮らしのできるまちづくりを進めます。このため、療育体制と教育の充実、雇用と就労の支援、文化活動やスポーツ活動による社会参加の促進、社会的自立の支援等の充実を図ります。

目標3 だれもが安心した暮らしができるまち

障がいのある人もない人も、だれもが安心した暮らしができるまちづくりに向け、保健・医療の推進、防犯・防災体制の整備・充実、相談体制の充実と人材の育成、地域生活支援等の充実を図ります。

2 施策の体系



第5章 第4期塩竈市障がい者福祉計画の施策展開

基本目標1 互いを尊重し共に生活できるまち

施策1 心のバリアフリーの推進

(1) 障がい者差別解消の推進

- ①「塩竈市障がい者差別解消条例」について、広報誌やホームページ等を活用し、広く市民に周知・啓発を図ります。また、障害を理由とする差別に関する相談に適切に対応するとともに、合理的配慮の提供について、庁内体制の整備及び事業者への周知等に取り組みます。
- ②障がいを理由とする差別の解消に関する関係機関との連携強化及び取り組みを推進するため、「障がい者差別解消推進地域協議会」にて、事案の情報共有や普及・啓発活動を行います。

(2) 権利擁護支援の推進

- ①成年後見制度における権利擁護にかかる地域連携ネットワークや中核機関機能の強化等に取り組みます。また、宮城県障害者権利擁護センターや仙台弁護士会等の専門機関と連携を図ります。
- ②在宅で知的や精神に障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、県社会福祉協議会と連携してみやぎ地域福祉サポートセンター（まもりーぶ）の相談事業やサービスの周知を図ります。また、成年後見制度の利用が必要な知的や精神に障がいのある方に対して、市長申立や後見人等への報酬費用の助成を行います。

(3) 障がい者虐待防止の推進

- ①障がい者虐待の防止や早期発見、障がいのある方の保護や自立に向けた支援、擁護者の負担軽減につながる支援について、関係機関と連携を図りながら、障がい者虐待防止の普及啓発活動に努めます。また、虐待に係る相談や通報があった際には、迅速な対応による早期解決に努めます。

(4) 市民への啓発

- ①障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため、広報誌やホームページ・SNS等を活用し、広く市民に周知・啓発を図ります。

(5) 福祉教育・地域交流の推進

- ①特別支援学校の児童・生徒との関係性を高めるため、特別支援学級と通常の学級との交流や共同学習を推進するとともに、居住地校交流等へ積極的に協力するよう取り組みます。また、ボランティア活動やキャップハンディ体験等を通じた福祉教育を推進します。
- ②学校教育における奉仕・体験活動の促進に向け、社会参加活動の一環として、地域との交流を行い、社会参加活動への興味・関心を高めます。また、障がいのある人が気軽に集え、交流のできる環境づくりを進めていきます。

(6) ボランティアの育成と活動支援

- ①視覚に障がいのある人の情報支援を図るため、手話奉仕員や点訳等の専門的なボランティアの養成と確保に努めます。また、学生による障がいへの理解・関心を深めるため、児童・生徒が主体となった委員会活動等を通して、福祉に係る啓蒙活動や募金活動等を推進します。

施策2 情報のバリアフリーの推進

(1) 情報の提供

- ①広報誌やホームページ、SNS等の様々な広報媒体により、各種の福祉サービスやイベント等に関する情報の周知・啓発を図ります。また、文字情報を音声に変換するUni-Voice等も活用することで、より多くの方に対して周知を促進します。

(2) 情報アクセシビリティの向上

- ①ホームページのアクセス向上が図られるよう、アクセシビリティガイドラインに沿ったページの作成やユニバーサルデザイン等を取り入れ、高齢者や障がいのある人の情報アクセシビリティの向上に努めます。また、録音図書（「声の広報」）の配布や市民図書館における点字図書の所蔵等により、視覚に障がいのある人に配慮した情報提供の充実に努めます。
- ②宮城県視覚障害者情報センターや宮城県聴覚障害者情報センターと連携し、ITとボランティアを活用した情報提供を推進します。

施策3 生活環境の整備

(1) 障がいのある人の住宅の整備

- ①障がいのある人の物理的なバリアを軽減し居宅で安心して住み続けられるよう、住宅改修に伴う費用の助成を行います。

(2) 住みよいまちづくりの推進

- ①誰もが生活しやすいまちづくりを推進するために、建物だけではなく道路や公園等の整備についても、障がいのある人に配慮した環境づくりを行います。

基本目標2 自分らしくいきいきと自立した暮らしのできるまち

施策1 療育体制と教育の充実

(1) 発達支援体制の充実

- ① 保育所や幼稚園において保育士の人員確保に努め、障がいのあるお子さんの受け入れ増や、きめ細やかな対応につなげるとともに、保護者が就労等をしながら子育てができる環境づくりを行っていきます。
- ② 発達が気になる幼児に対して、検診の事後指導である、幼児健全発達相談支援事業（こざる会）等により、発達経過を観察し、個々の障がいの特性や状況に応じたきめ細かい支援が行えるように努めていきます。また、保護者に対して、療育相談の充実や専門性の高い支援体制を確保し、幼稚園・保育所及び療育施設への円滑な移行を図っていきます。さらに、障がいに対する理解を深め、支援の輪を広げていく取り組みを行っていきます。

(2) 教育段階における障がい児支援体制の充実

- ① 学校施設のバリアフリー化について、スロープや階段の手すり、多目的トイレの設置、エレベーターの整備等、施設の改良を継続するほか、安心して学校生活を送れるように個別に応じた必要な支援を整えていきます。また、継続して特別支援教育支援員を配置し、支援体制の整備に努めます。
- ② 障がいのある子ども一人ひとりの特性を理解した合理的配慮を提供することで、適切な教育環境の整備を図るとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指す、インクルーシブ教育の推進を図るために、特別支援教育について教職員一人ひとりの資質及び指導力の向上を図ります。

(3) 切れ目のない総合的な支援体制の構築

- ① 障がいのある子どもの健やかな育成のために、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の各関係機関と連携を図りながら、障がいのある子どもや家族等に対して、乳幼児期から就労までの各ライフステージにおいて、切れ目のない一貫した支援体制を構築していきます。
- ② 学校卒業後の就労及び地域生活への移行が円滑に進められるよう、学校での卒業後の支援を継続しながら、学校卒業後の相談先として、行政や相談支援事業所等を情報提供し、本人及び家族が孤立しない相談支援体制の構築を図ります。

施策2 雇用と就労の支援

(1) 障がい者雇用の促進

- ①障がいのある人の雇用について、公共職業安定所等の関係機関と連携を図ります。また、宮城東部地域自立支援協議会において、就労系サービス事業所や関係機関の連携強化を図ります。

(2) 障がい特性に応じた就労支援の充実

- ①障がいのある人が就労に必要な知識や技術を身につけるため、宮城障害者職業センターによる様々な職業訓練に関する情報提供を行います。
- ②障がいのある人の就労の場を確保するため、福祉施設や事業所等と連携を図り、就労の場の確保に努めます。また、就労を希望する障がいのある人が、一般就労につながるができるよう、就労移行支援や就労継続支援の利用促進を図ります。さらに、一般就労をした方が、生活環境が変わっても継続することができるよう、就労定着支援の利用促進を図ります。
- ③就労系サービス事業所の製品の販売機会を確保するため、市所有施設（壱番館）のスペース活用に取り組みます。

施策3 文化活動とスポーツ活動の推進

(1) 芸術・文化活動の推進

- ①サービス事業所等で創作活動をしている方の作品展示や発表の場等、個性や能力を発揮できる機会の提供に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーションの推進

- ①障がいのある方が、身近で気軽にスポーツを楽しむことができるよう、関係団体と連携を図り、障害者スポーツ教室や市民スポーツフェスティバル、社会参加を図るためのレクリエーションを開催し、機会の提供に努めます。

施策4 社会的自立の支援

(1) 移動支援の整備

- ① 移動に支援を必要とする障がいのある人を支援するため、福祉タクシー利用助成事業及び自動車燃料費助成事業により費用の一部を助成します。また、身体や知的に障がいのある人に対し、運転免許証の取得にかかる費用や自動車改造に係る費用の一部を助成し、社会参加の促進を図ります。
- ② 障がいのある人の社会参加の促進を図るため、知的や精神に障がいのある人に対する行動援護、視覚に障がいのある人に対する同行援護等のサービスの利用促進を行うとともに、散歩や買い物等を支援する移動支援事業を実施します。

(2) コミュニケーション支援の充実

- ① 聴覚に障がいのある人を支援するため、手話通訳及び要約筆記等の派遣や、日常生活用具（情報・意思疎通支援用具）の給付を行い、意思疎通の支援を図ります。また、障がい特性に応じた情報提供について、宮城県聴覚障害者情報センターや宮城県視覚障害者情報センターと連携し周知を図ります。
- ② 市役所の各窓口へ、ホワイトボードや耳マークカードを設置するとともに、障がい福祉の窓口へは、コミュニケーションボードやコミュニケーションの設置、ヒアリングループの整備を進めます。

基本目標3 だれもが安心した暮らしができるまち

施策1 保健・医療の推進

(1) 母子保健の充実

- ① 疾病や障がいを早期に発見し、治療や療育につなげるため、妊婦・乳幼児健康診査や妊婦面談、乳児全戸訪問指導等を行います。また、育児不安の軽減や虐待予防のため、育児に関する様々な悩みを抱える母子の健全育成に努め、乳幼児健診に来所していない人に対し、受診勧奨するとともに、全ての未受診者に対して、電話・訪問等による母子の状況確認を実施します。
- ② 発達の気になる子どもへは、保健、医療、福祉及び教育の各関係機関と連携し、適切な療育相談・指導等を図り、心身の発達の支援を行っていきます。

(2) 成人保健の充実

- ① がん検診を含む各種健(検)診の受診率向上に向け、周知及び健康情報の発信等で受診勧奨を行い、精密検査該当者に対しては、電話や訪問等による勧奨を行います。
- ② 障がいの一因となる生活習慣病の重症化予防や、健康寿命延伸に対する意識を高めるため、地域を対象とした健康相談や健康教室の継続のほか、特に働き盛り世代への取り組みを強化し、健康のセルフチェックへの意識啓発、ライフスタイルに合わせた健康づくりを進めていきます。

(3) 精神保健の充実

- ① 心の健康を保つため、正しい精神保健の普及啓発を継続し、地域での身近な相談者として、こころの健康の啓発・普及活動や相談機関の紹介等を行う「こころのサポーター」の人材育成を行い、地域の相談体制づくりに努めます。
- ② 相談者やその家族等、誰でも気軽に不安や悩みを相談できるように保健所や保健センター等の関係機関で連携を図り、情報共有を行っていきます。抱える問題・課題が多様化していることから、個々のケースに応じたきめ細やかな保健指導を行い、社会との繋がりを意識した支援を行っていきます。また、相談対応を行う職員・支援者が研修への参加や事例検討を重ね、スキルアップを図ります。

(4) 難病施策の充実

- ① 難病患者とその家族に対し、療養上や生活上の不安・悩み等について、各種制度や障がい福祉サービスに関する情報を提供し、関係機関と連携しながら生活支援を図ります。
- ② 保健所が実施する「難病対策地域協議会」において、地域の実情に応じた体制の整備等に関係機関等と協議しながら、要支援難病患者の療養生活の支援を行います。

施策2 防犯・防災体制の整備・充実

(1) 地域防災体制の整備

- ①2023(令和5)年に改正された塩竈市地域防災計画に基づき、防災訓練の実施や防災知識の普及を図るとともに、地域の自主防災組織や民生委員、町内会等の協力を得ながら、災害時に援護を必要とする障がいのある人の安否確認や、避難誘導が行える総合的な防災体制づくりを推進します。
- ②東日本大震災の経験を踏まえ、障がいのある人が指定避難所や福祉避難所での生活を円滑に送ることができるように、災害時の情報伝達手段の充実を図るほか、広報誌等により塩竈市避難行動要支援者登録制度の促進を図ります。

(2) 防犯と安全対策の充実

- ①地域ぐるみによる防犯対策強化のため、防犯協会が行う活動に対する助成や広報誌等への掲載に取り組みます。また、犯罪認知件数の減少を図るため、塩釜警察署と協議のうえ、防犯カメラ等の設置や設置団体への費用助成を行います。
- ②ひとり暮らしで身体に重度の障がいがある人の緊急事態に対処するため、緊急事態を家族等に知らせることができる機器を活用したサービスの契約に係る初期費用を助成します。

施策3 相談体制の充実と人材の育成

(1) 相談支援体制の強化

- ①障がいのある人や子ども、その家族等への相談支援体制を強化するため、相談支援事業所をはじめとする関係機関との連携を図り、きめ細やかな相談支援を行います。また、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターや地域生活支援拠点による、総合的、専門的な相談支援体制のさらなる強化を図ります。

(2) 地域の支援体制づくり

- ①地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターにより、総合的・専門的な相談支援体制の強化を図ります。また、様々な地域課題を解消するため、宮城東部地域自立支援協議会を中心に、関係機関とのネットワーク構築により、支援体制の充実に努めます。

施策4 地域生活の支援

(1) 障がい福祉サービスの充実・質の向上

- ①障害者総合支援法に基づき、障がい特性やニーズに応じた障がい福祉サービスを適切かつ安定的に提供できるよう、障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携を図ります。

(2) 障がい児福祉サービスの充実・質の向上

- ①児童福祉法に基づき、障がい特性やニーズに応じた障がい児福祉サービスを適切かつ安定的に提供できるよう、保育所(園)や幼稚園、特別支援学校、障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携を図ります。

(3) 重症心身障がい者・障がい児への支援

- ①医療的ケアが必要な障がいのある人や子どもが、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、宮城県医療的ケア児等相談支援センター(ちるふあ)や、医療的ケア児支援コーディネーター等との連携を図ります。

(4) 地域移行・定着への支援

- ①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、医療機関をはじめとする関係機関と連携し、円滑な地域移行と定着を促進していきます。また、地域生活支援拠点センター機能の拡充に努め、様々な地域資源を活用し、障がいのある人を支える体制の整備を図ります。

(5) 家族介護者への支援

- ①在宅で生活する障がいのある人とその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、緊急時の相談支援や受け入れ、その調整等のコーディネートを行う地域生活支援拠点機能の拡充に努めます。また、障がいのある人の家族等のネットワークの構築を図るよう、家族等が運営する自助組織との連携強化を図るとともに、社会参加の推進と福祉の向上を目的に補助金の交付を行います。

(6) 経済的支援の充実

- ①障害基礎年金や特別障害者手当等をはじめ、各種運賃や料金の割引制度について、広く周知を図ります。また、心身に障がいのある人を対象とした医療費助成や、身体機能を回復するための治療費を支援する更生医療や育成医療、呼吸器機能障がいによる在宅酸素療法者の酸素濃縮器使用にかかる費用等の一部助成を行います。

(7) 地域リハビリテーションの充実

- ①障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域リハビリテーションに関する情報提供を行うとともに、宮城県リハビリテーション支援センターや保健福祉事務所と連携を図り、その人らしい暮らしの再構築と支援の充実に努めます。

第2部
第7期 塩竈市
障がい福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨等

(1) 第7期塩竈市障がい福祉計画策定の趣旨

障がい福祉計画は、「障害者総合支援法」第88条の規定に基づき、市町村に策定が義務付けられている計画です。

本市においても、すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの障害者基本法の理念に基づき、2016(平成28)年4月に施行した「障害者差別解消法」等の障がい福祉諸制度も踏まえ、「第7期障がい福祉計画」を策定します。

本計画は、「第4期塩竈市障がい者福祉計画(2024(令和6)年度～2029(令和11)年度)」を推進するための個別計画として一体的に作成する位置づけとし、2024(令和6)年度から2026(令和8)年度の3年間を計画期間とします。

計画の策定にあたっては、国の指針のほかに「第6期障がい福祉計画」の実績と地域の実情を踏まえ、2026(令和8)年度を目標年度とし、各年度における障がい者に対するサービス等の提供体制の確保に関する目標及びサービス別の見込量及び確保のための方策等を定めています。

◆第7期塩竈市障がい福祉計画 計画期間◆

年 度	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
障がい者福祉計画	第4期 障がい者福祉計画					
障がい福祉計画	第7期 障がい福祉計画			第8期 障がい福祉計画		
障がい児福祉計画	第3期 障がい児福祉計画			第4期 障がい児福祉計画		

(2) 第4期塩竈市障がい者福祉計画との関係

本計画は、障害者基本法に基づき、基本的な方向性を定めた、第4期塩竈市障がい者福祉計画の一部をなすものであり、障がいのある人に関する福祉サービスの具体的な数値目標等を定めたものです。

(3) 障がい福祉計画におけるサービス等

障がい福祉計画においては、障害者総合支援法に基づき、以下のサービス等を実施します。

■ 障がい福祉計画におけるサービス等



※就労選択支援：令和7年以降に開始される新サービス

第2章 第6期塩竈市障がい福祉計画の達成状況

1 第6期塩竈市障がい福祉計画 成果目標の達成状況

障がいのある人の自立支援に向けて、地域の実情を踏まえて設定した、第6期塩竈市障がい福祉計画の成果目標の達成状況は次のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

《国が示す基本指針》

2019(令和1)年度末時点における施設入所者の6%以上を2023(令和5)年度末までに地域生活へ移行するとともに、2023(令和5)年度末時点における福祉施設入所者を2019(令和1)年度末時点から1.6%以上削減することを基本としています。

《第6期計画の成果目標》

2019(令和1)年度末時点の施設入所者のうち、地域生活への移行者数を6%と設定しました。削減見込数は今後も施設入所待機者の受け入れが見込まれることから目標値設定はしませんでした。

《本市の実績》

2023(令和5)年度末までの福祉施設からの地域生活移行者数は、4人を目標としておりますが、2022(令和4)年度末時点の実績では、地域生活への移行はありませんでした。

福祉施設へ入所される障がいのある方は、在宅等での生活が難しい状況もあり、福祉施設から地域生活への移行は進んでおりませんが、今後、地域生活への移行を希望される場合は、グループホーム等の関係者と連携し、地域での暮らしが実現できるよう努めます。

■ 福祉施設入所者の地域生活への移行実績と移行目標

項目	目標値	成果実績 (達成率)	考え方
2023(令和5)年度末までの地域生活移行者数	4人 (6%移行)	0人	2019(令和1)年度末の福祉施設入所者数の6%を目標として設定
2023(令和5)年度末時点における福祉施設入所者削減見込数	0人	-	2021(令和3)年度以降も福祉施設入所待機者の受け入れが見込まれるため設定せず

※成果実績は、2022(令和4)年度末時点の実績

■ 参考：福祉施設への入所者数

項目	2019 (R1) 年度	第6期計画期間の実績		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
福祉施設への入所者数	55人	49人	49人	50人

※2023(令和5)年度は、9月末時点の実績

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国が示す基本指針》

全ての市町村ごとに、保健、医療、福祉の関係者による協議の場を設置することを基本としています。

《第6期計画の成果目標》

圏域で設置している宮城県東部地域自立支援協議会を中心に、圏域の各市町の保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの在り方について検討・協議を行いながら、支援の充実を図ることとしました。

《本市の実績》

圏域で設置している宮城県東部地域自立支援協議会を中心に、保健、医療、福祉関係者による協議の場を毎年2回開催し、地域の課題を解決するための目標設定及び評価を実施しています。

精神障がい者の地域移行支援、自立生活援助の利用はありませんが、地域定着支援、共同生活援助を利用し、地域で生活されている方が増加しています。

■ 保健、医療、福祉による協議の場の設置目標

項目	目標値	成果実績 (達成率)	考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1か所設置 (設置済み)	1か所 (100%)	2020(令和2)年度末までに宮城県東部地域自立支援協議会を中心に設置

項目	目標値			成果実績(達成率)			考え方
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回	3回	3回	3回	2023(令和5)年度までの各年度における開催目標値
保健、医療、福祉関係者による協議の場の参加者数	15人	15人	15人	16人	16人	16人	協議の場への関係者の参加者数
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	地域の課題を解決するための目標を設置し、一定期間ごとに進捗状況、目標達成状況を確認し、評価する回数
精神障がい者の地域移行支援利用者数	1人	1人	1人	0人	0人	0人	各サービス見込量の内、精神障がい者の人数
精神障がい者の地域定着支援利用者数	1人	1人	1人	1人	2人	2人	各サービス見込量の内、精神障がい者の人数
精神障がい者の共同生活援助利用者数	20人	21人	22人	26人	30人	29人	各サービス見込量の内、精神障がい者の人数
精神障がい者の自立生活援助利用者数	1人	1人	1人	0人	0人	0人	各サービス見込量の内、精神障がい者の人数

※2023(令和5)年度の協議の場の「開催回数」「参加者数」「評価の実施回数」の実績は、見込み値

※2023(令和5)年度の精神障がい者の「地域移行支援利用者数」「地域定着支援利用者数」「共同生活援助利用者数」「自立生活援助利用者数」の実績は、4月～9月の実績

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

《国が示す基本指針》

2023(令和5)年度末までに、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本としています。

《第6期計画の成果目標》

2017(平成29)年4月に、2市3町(塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町)が共同で運営する宮城東部地域自立支援協議会の委託事業により、地域生活支援拠点施設を設置したため、宮城東部地域自立支援協議会を中心に、圏域内で連携し拠点施設の機能強化や、地域資源を活用した面的整備の推進等について検討・協議を行いながら、障がいがある人の居住支援の充実を図ることとしました。

《本市の実績》

圏域で共同運営する宮城東部地域自立支援協議会の委託事業により、地域生活支援拠点施設を設置しています。

宮城東部地域自立支援協議会を中心に、毎年2回、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検討・協議を行っています。

■ 地域生活支援拠点施設における機能の充実目標

項目	目標値	成果実績 (達成率)	考え方
地域生活拠点施設の整備	1か所設置 (設置済み)	1か所 (100%)	宮城東部地域自立支援協議会にて設置済み
地域生活支援拠点施設における機能の充実	2回/年	2回/年	2023(令和5)年度末までに地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

《国が示す基本指針》

2023(令和5)年度中に一般就労への移行者数を2019(令和1)年度実績の1.27倍以上にすること、就労定着支援事業の利用者数を一般就労移行者の内7割以上の利用、そして、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所が全体の7割以上とすることを基本としています。

《第6期計画の成果目標》

2019(令和元)年度一般就労移行者が10人であることから、一般就労への移行者数は13人と設定しました。

2019(令和元)年度の一般就労移行者数10人の内、就労定着支援利用者は2割程度の2名であったものの、サービスが開始されて間もないことから、国の基本指針にある通り、前年度の一般就労移行者の7割の9人と設定しました。

また、就労定着支援事業所は現在、近隣自治体にはなく、第6期計画期間においては、目標を設定できませんでした。

《本市の実績》

2022(令和4)年度の一般就労移行者数は9人となっており、一般就労移行者数の内、就労移行支援利用者は3人、就労継続支援A型利用者は6人となっています。

現在、市内には就労継続支援A型の事業所が2か所、就労継続支援B型の事業所が6か所となっていますが、依然として、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所が市内にはないため、さらなるニーズが見込まれる場合には、新規参入への働きかけ等が必要です。

また、就労移行支援等の事業を利用されている方の一般就労が実現するよう、一般企業等に対して障がい者雇用への理解・協力を求めていくことが必要です。

■ 施設利用者の一般就労への移行実績と移行目標

項目	目標値	成果実績 (達成率)	考え方
2023(令和5)年度の一般就労移行者数	13人 (1.27倍)	9人	2019(令和元)年度中の一般就労移行者の1.27倍を目標として設定
就労移行支援利用者の一般就労移行者数	3人	3人	
就労継続支援A型利用者の一般就労移行者数	6人	6人	
就労継続支援B型利用者の一般就労移行者数	4人	0人	
2023(令和5)年度末の就労定着者支援事業利用者数	9人 (7割)	3人	前年度一般就労移行者数の7割を目標とする(便宜上、令和元年度末の一般就労移行者を基とする)
就労定着支援が8割以上の事業所数	-	-	就労定着支援事業所の設置が無く、目標設定できず。

※福祉施設からの移行とは、就労移行支援または就労継続A型施設等から一般就労に移行することであり、在宅や地域活動支援センター藻塩の里からの就労は除かれます。

※成果実績は、2022(令和4)年度の実績

(5) 相談支援体制の充実・強化等

◀国が示す基本指針▶

相談支援体制を充実・強化するため、2023(令和5)年度末までに、各市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

◀第6期計画の成果目標▶

圏域で運営する宮城東部地域自立支援協議会による地域生活支援拠点施設が、地域の相談機能を強化する基幹相談支援センターを兼任しています。前述の「目標(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実」の項目と同様となりますが、相談支援体制の充実・強化を図るため、基幹相談支援センターの活動指標を設定しました。

また、発達障がいに関する相談や支援が増加していることから、国や県等が行うペアレントメンターやピアサポートの研修等により、障がい当事者、ご家族等へ情報提供等を図ります。

◀本市の実績▶

地域生活支援拠点施設が基幹相談支援センターを兼任しています。

地域の相談支援体制の充実・強化に向け、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組を実施しています。

■ 相談支援体制の充実・強化のための取組目標

項目	目標値	成果実績 (達成率)	考え方
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	1か所設置 (設置済み)	1か所 (100%)	市町村または圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施が可能な体制(基幹相談支援センター)を確保

項目	目標値			成果実績(達成率)			考え方
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	
地域の相談支援体制の強化	12回	12回	12回	12回	12回	12回	①相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数
	12回	12回	12回	12回	12回	12回	②相談支援事業者の人材育成の支援件数
	12回	12回	12回	12回	12回	12回	③地域の相談機関との連携強化の取組実施回数

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上

《国が示す基本指針》

市の職員は、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、必要なサービス提供となっているか検証を行っていくこと、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行うことを基本としています。

《第6期計画の成果目標》

障害者総合支援法の具体的内容を理解するため、県や関係機関が実施する各種障がい福祉に関する研修を活用し、市職員のスキルアップを図ります。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求事務負担の軽減を図る等適正な事務執行と質の向上に努めることとしました。

《本市の実績》

障がい福祉サービス等の質の向上に向け、県が実施する各種障がい福祉に関する研修等へ市職員が参加しています。

障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、実施ができていない状況であるため、事業所や関係自治体と共有する体制の確立が必要です。

■ 障がい福祉サービス等の質の向上のための取組目標

項目	目標値	成果実績 (達成率)	考え方
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	延べ7人/年	延べ9人/年	各種障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回/年	0回/年	障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無及び実施回数

2 障がい福祉サービス等の利用状況

(1) 障がい福祉サービス等の利用状況

【訪問系サービス】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護は、増減を繰り返していますが、一定の利用ニーズがあることが伺えます。行動援護は、増加傾向となっています。重度障がい者等包括支援については、利用はありません。

現在、市内には居宅介護の事業所が11か所、重度訪問介護の事業所が8か所、同行援護の事業所が4か所となっていますが、行動援護、重度障がい者等包括支援の事業所は市内にはありません。

■ 訪問系サービスの利用状況

サービス名称	単位	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度
居宅介護	実利用者数/月	68人	66人	57人	56人	63人
	延利用時間/月	880時間	811時間	706時間	708時間	756時間
重度訪問介護	実利用者数/月	1人	1人	0人	0人	1人
	延利用時間/月	172時間	84時間	0時間	0時間	1時間
同行援護	実利用者数/月	15人	16人	14人	16人	17人
	延利用時間/月	114時間	122時間	80時間	96時間	111時間
行動援護	実利用者数/月	3人	2人	3人	4人	5人
	延利用時間/月	22時間	21時間	32時間	31時間	35時間
重度障がい者等 包括支援	実利用者数/月	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用時間/月	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

「国民健康保険連合会給付実績」より

【日中活動系サービス】

生活介護は、新型コロナウイルスの影響等により、2021（令和3）年度にかけて利用が減少しましたが、2022（令和4）年度には利用が回復傾向にあります。自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練は、2021（令和3）年度にかけて概ね増加傾向にありましたが、2022（令和4）年度以降、新規利用希望者がおらず、減少に転じています。就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所は、増加傾向にあり、ニーズの高まりが伺えます。

現在、市内には生活介護の事業所が3か所、就労継続支援A型の事業所が2か所、就労継続支援B型の事業所が6か所、短期入所の事業所が2か所となっており、その他のサービス事業所は市内にはありません。

■ 日中活動系サービスの利用状況

サービス名称	単位	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	
生活介護	実利用者数/月	109人	107人	107人	106人	107人	
	延利用人数/月 人日分	2,166	2,089	2,152	2,131	2,081	
自立訓練(機能訓練)	実利用者数/月	0人	0人	0人	0人	0人	
	延利用人数/月 人日分	0	0	0	0	0	
自立訓練(生活訓練)	実利用者数/月	3人	6人	8人	8人	5人	
	延利用人数/月 人日分	53	122	153	136	69	
宿泊型自立訓練	実利用者数/月	3人	5人	7人	6人	3人	
	延利用人数/月 人日分	94	453	175	156	59	
就労移行支援	実利用者数/月	7人	9人	13人	12人	12人	
	延利用人数/月 人日分	89	116	207	200	184	
就労継続支援A型 (雇用型)	実利用者数/月	43人	35人	39人	46人	49人	
	延利用人数/月 人日分	844	689	732	920	951	
就労継続支援B型 (非雇用型)	実利用者数/月	90人	105人	116人	128人	153人	
	延利用人数/月 人日分	1,548	1,826	1,991	2,272	2,581	
就労定着支援	実利用者数/月	-	2人	3人	5人	7人	
療養介護	実利用者数	6人	8人	9人	9人	9人	
短期入所 (ショート ステイ)	福祉型	実利用者数/月	48人	52人	51人	55人	57人
		延利用人数/月 人日分	280	314	326	360	343
	医療型	実利用者数/月	1人	2人	2人	1人	1人
		延利用人数/月 人日分	6	10	7	4	4

「国民健康保険連合会給付実績」より

【居住系サービス】

施設入所支援は、減少傾向、共同生活援助（グループホーム）は、増加傾向となっています。

現在、市内には施設入所支援の事業所が1か所、共同生活援助（グループホーム）の事業所が10か所となっています。自立生活援助の事業所は、市内にはなく、利用実績もありません。

■ 居住系サービスの利用状況

サービス名称	単位	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度
施設入所支援	実利用者数/月	55人	52人	51人	50人	50人
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数/月	47人	49人	55人	60人	67人
自立生活援助	実利用者数/月	-	-	-	-	-

「国民健康保険連合会給付実績」より

【相談支援サービス】

計画相談支援、地域定着支援は、増加傾向となっています。

現在、市内には計画相談支援の事業所が2か所あり、地域定着支援は、地域生活支援拠点センターがサービス提供を行っています。地域移行支援の事業所は、市内にはなく、利用実績もありません。

■ 相談支援サービスの利用状況

サービス名称	単位	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度
計画相談支援	実利用者数/年	333人	348人	385人	412人	441人
地域移行支援	実利用者数/月	0人	0人	0人	0人	0人
地域定着支援	実利用者数/月	9人	10人	12人	13人	16人

「国民健康保険連合会給付実績」より

(2) 地域生活支援事業のサービス利用状況

【必須事業】

相談支援事業は、計画相談に含まれない基本相談について計上しており、増加傾向にあります。成年後見制度利用支援事業、日常生活用具給付事業は、増加傾向にあり、ニーズの高まりが伺えます。手話奉仕員派遣事業、手話通訳者設置事業は、2020(令和2)年度以降、手話奉仕員の不足により中止となっています。移動支援事業は、新型コロナウイルスの影響により、2020(令和2)年度に利用が減少しましたが、2022(令和4)年度には利用が回復しています。地域活動支援センターは、新型コロナウイルスの影響により、2020(令和2)年度以降、利用が減少しています。

■ 地域生活支援事業の利用状況

サービス名称	単位	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	
障がい者相談支援事業	実施か所数/年	5か所	5か所	5か所	6か所	6か所	
	延利用件数/年	4,910件	5,273件	7,347件	7,299件	7,336件	
成年後見制度利用支援事業	延利用人数/年	0人	0人	2人	2人	1人	
手話通訳者派遣事業	延利用人数/年	1人	10人	7人	26人	4人	
手話奉仕員派遣事業	延利用人数/年	11人	2人	0人	0人	0人	
手話通訳者設置事業	延利用人数/年	18人	17人	0人	0人	0人	
手話奉仕員養成研修受講者数	実受講人数/年	0人	0人	0人	0人	0人	
日常生活用具給付事業	延利用人数/年	1,604人	1,591人	1,697人	1,786人	1,806人	
	介護・訓練支援	延給付件数/年	2件	4件	2件	1件	3件
	自立生活支援	延給付件数/年	4件	6件	3件	5件	10件
	在宅療養等支援	延給付件数/年	22件	15件	19件	9件	9件
	情報・意思疎通支援	延給付件数/年	21件	10件	13件	20件	16件
	排泄管理支援	延給付件数/年	1,555件	1,556件	1,658件	1,750件	1,763件
	住宅改修費	延給付件数/年	0件	0件	2件	1件	5件
	その他	延給付件数/年	0件	0件	0件	0件	0件
移動支援事業	実施か所数/年	20か所	21か所	20か所	12か所	12か所	
	延利用人数/年	602人	477人	301人	292人	364人	
	延利用時間/年	837時間分	761時間分	522時間分	562時間分	703時間分	
地域活動支援センター	実施か所数/年	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
	延利用人数/年	2,566人	2,137人	1,433人	1,694人	1,264人	

塩竈市「主要な施策の成果」より

【任意事業】

訪問入浴サービス事業、自動車運転免許取得・改造助成事業は、増減を繰り返していますが、一定の利用ニーズがあることが伺えます。日中一時支援事業は、新型コロナウイルスの影響により、2020(令和2)年度以降、減少したものと考えます。巡回支援専門員整備事業は、2022(令和4)年度から、他補助金を活用し実施できるようになったことから、地域生活支援事業での計上を終了しました。スポーツ・レクリエーション教室開催事業も同様に、2021(令和3)年度以降、新型コロナウイルスの影響により中止となっています。声の広報発行事業は、年12回発行を行っています。

■ 地域生活支援事業の利用状況

サービス名称	単位	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度
訪問入浴サービス事業	実施か所数/年	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	延利用人数/年	130人	107人	94人	128人	115人
日中一時支援事業	延利用人数/年	24人	62人	16人	9人	24人
巡回支援専門員整備事業	延利用人数/年	58人	72人	70人	33人	-
スポーツ・レクリエーション教室開催事業	開催回数/年	24回	18回	12回	0回	0回
	延利用人数/年	535人	421人	17人	0人	0人
声の広報発行事業	発行回数/年	12回	12回	12回	12回	12回
自動車運転免許取得・改造助成事業	実助成人数/年	5人	3人	4人	6人	4人

塩竈市「主要な施策の成果」より

第3章 第7期塩竈市障がい福祉計画の提供体制確保のための目標

1 第7期塩竈市障がい福祉計画の成果目標

障がいのある人の自立支援に向けて、国が2023(令和5)年5月に示した「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正」に基づき、2026(令和8)年度を目標年次として、次に掲げる事項について、第6期計画に掲げた数値の分析を行い、地域の実情を踏まえて成果目標を設定しました。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

《国が示す基本指針》

2022(令和4)年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて2026(令和8)年度末の施設入所者数を2022(令和4)年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本としています。

《第7期計画の目標》

地域生活への移行者数は、第6期計画の実績では0人となっていますが、地域移行者の受け入れが可能なグループホームの整備の進捗等を踏まえて、2022(令和4)年度末時点の施設入所者数の6%以上である3人と設定します。

福祉施設入所者の削減見込数は、今後も施設入所待機者の受け入れが見込まれることから、目標値の設定は行いません。

■ 福祉施設入所者の地域生活への移行実績と移行目標

項目	数値	考え方
2022(令和4)年度末の入所者数	49人	2022(令和4)年度末の福祉施設入所者数
2026(令和8)年度末の入所者数	-	2026(令和8)年度末の福祉施設入所者見込数
【目標値】 2026(令和8)年度末時点における福祉施設入所者削減見込数	-	2024(令和6)年度以降も、福祉施設入所待機者の受け入れが見込まれるため目標未設定
【目標値】 2026(令和8)年度までの地域生活移行者数	3人 (6.12%移行)	2022(令和4)年度末の福祉施設入所者数の6%以上を目標として設定

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国では、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉・地域の一体的な取り組みが包括的に確保され、障がいのある人もない人も共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の構築を図るために、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

〈国が示す基本指針〉

○保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定することとなっています。

○保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定することとなっています。

○保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定することとなっています。

〈第7期計画の目標〉

圏域で設置している宮城東部地域自立支援協議会を中心に、圏域の各市町の保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの在り方について検討・協議を行いながら、支援の充実を図っていきます。

■ 保健、医療、福祉による協議の場の開催目標

項目	目標値			考え方
	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回	2026(令和8)年度までの各年度における開催目標回数
保健、医療、福祉関係者による協議の場の参加者数	16人	16人	16人	協議の場への関係者の各回における参加者数
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	地域の課題を解決するための目標を設置し、一定期間ごとに進捗状況、目標達成状況を確認し、評価する各年度の回数
精神障がい者の地域移行支援利用者数	0人	0人	0人	各サービス見込量の内、精神障がい者の人数
精神障がい者の地域定着支援利用者数	0人	0人	0人	各サービス見込量の内、精神障がい者の人数
精神障がい者の共同生活援助利用	23人	24人	25人	各サービス見込量の内、精神障がい者の人数
精神障がい者の自立生活援助利用者数	0人	0人	0人	各サービス見込量の内、精神障がい者の人数
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)利用者数	1人	1人	1人	各サービス見込量の内、精神障がい者の人数

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

〈国が示す基本指針〉

○地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、2026(令和8)年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備を含む。)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本としています。

地域生活支援拠点等の設置箇所数と、コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定することとなっています。

○強度行動障がい者への支援体制整備

強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、2026(令和8)年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本としています。

〈第7期計画の目標〉

2017(平成29)年4月に、2市3町(塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町)が共同で運営する宮城東部地域自立支援協議会の委託事業により、地域生活支援拠点施設を設置しており、地域生活支援拠点等の機能の充実を効果的に進めていくため、コーディネーターを1名配置しています。

宮城東部地域自立支援協議会を中心に、支援の実績等を踏まえた検討・協議を行い、障がい者の地域生活への移行支援及び地域生活支援の充実を図るとともに、強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の整備を図っていきます。

■ 地域生活支援拠点施設における機能の充実目標

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1か所 (設置済み)	宮城東部地域自立支援協議会にて設置済み
コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	1人 (配置済み)	2026(令和8)年度末のコーディネーターの配置人数
地域生活支援拠点施設における機能の充実	2回/年	2026(令和8)年度末までに地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数
強度行動障がい者への支援体制の整備	1か所	2026(令和8)年度末までに強度行動障がいを有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を推進 2026(令和8)年度までに設置

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労移行者数

〈国が示す基本指針〉

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、2026（令和8）年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定することとなっています。当該目標値の設定に当たっては、2021（令和3）年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本としています。

就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、2021（令和3）年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本としています。

また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については2021（令和3）年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととしています。

〈第7期計画の目標〉

2021（令和3）年度一般就労移行者が5人であることから、一般就労への移行者数は9人と設定しました。内訳は、就労移行支援を通じた移行者数が6人、就労継続支援A型を通じた移行者数が2人、就労継続支援B型を通じた移行者数が1人と設定しました。

■ 施設利用者の一般就労への移行実績と移行目標

項目	数 値	考 え 方	
2021(令和3)年度の一般就労移行者数	5人	就労移行支援事業等を通じての、2021(令和3)年度一般就労移行者数	
【目標値】 2026(令和8)年度の一般就労移行者数	9人 (1.80倍)	2021(令和3)年度一般就労移行者数の1.28倍以上を目標として設定	
内 訳	就労移行支援利用者の一般就労移行者数	6人 (1.50倍)	就労移行支援事業を通じての、2021(令和3)年度一般就労移行者数の1.31倍以上を目標として設定
	就労継続支援A型利用者の一般就労移行者数	2人 (2.00倍)	就労継続支援A型事業を通じての、2021(令和3)年度一般就労移行者数の1.29倍以上を目標として設定
	就労継続支援B型利用者の一般就労移行者数	1人	就労継続支援B型事業を通じての、2021(令和3)年度中の一般就労移行者は0人のため、1.28倍以上ではなく、1人を目標として設定

※ 福祉施設からの移行とは、就労移行支援または就労継続支援A型施設等から一般就労に移行することであり、在宅や地域活動支援センター藻塩の里からの就労は除かれます。

② 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築

《国が示す基本指針》

地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本としています。

《第7期計画の目標》

2市3町（塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町）が共同で運営する宮城東部地域自立支援協議会に設置しました。本協議会において検討・協議を行い、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を図ります。

■ 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築目標

項目	数 値	考え方
協議会（就労支援部会）等の設置	1か所 （設置済み）	宮城東部地域自立支援協議会にて設置済み

③ 就労定着支援事業の利用者数

《国が示す基本指針》

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、2021（令和3）年度の実績の1.41倍以上とすることを基本としています。

《第7期計画の目標》

2021（令和3）年度就労定着支援事業利用者数が4人であることから、就労定着支援事業の利用者数は6人と設定しました。就労定着支援事業の利用を促し、一般就労への定着を図ります。

■ 一般就労移行者の就労定着支援事業の利用実績と利用目標

項目	数 値	考え方
2021(令和3)年度の 就労定着支援事業利用者数	4人	2021(令和3)年度の 就労定着支援事業利用者数
【目標値】 2026(令和8)年度末の 就労定着支援事業利用者数	6人 (1.50倍)	2021(令和3)年度中の就労定着支援事業利用者の1.41倍以上を目標として設定

④ 一般就労移行率及び就労定着率

《国が示す基本指針》

○一般就労移行率5割以上の事業所の割合

事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本としています。

○就労定着率7割以上の事業所の割合

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本としています。

《第7期計画の目標》

就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所は現在、市内や圏域にないため、目標設定は行いませんでした。

■ 一般就労移行率及び就労定着率の目標

項目	数値	考え方
【目標値】 一般就労移行率5割以上の事業所の割合	-	市内や圏域に就労移行支援事業所がないため目標未設定
【目標値】 就労定着率7割以上の事業所の割合	-	市内や圏域に就労定着支援事業所がないため目標未設定

(5) 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センター

〈国が示す基本指針〉

相談支援体制を充実・強化するため、2026（令和8）年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本としています。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努めるものとしています。

○基幹相談支援センターの設置

基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定することとなっています。

○基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定することとなっています。

基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定することとなっています。

〈第7期計画の目標〉

圏域で運営する宮城東部地域自立支援協議会による地域生活支援拠点施設が、地域の相談機能を強化する基幹相談支援センターを兼任しています。相談支援体制の充実・強化を図るため、基幹相談支援センターにおける活動指標を設定します。

■ 相談支援体制の充実・強化のための取組目標

項目	目標値			考え方
基幹相談支援センターの設置	1か所 (設置済み)			宮城東部地域自立支援協議会にて設置済み
項目	目標値			考え方
	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	
基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化	12回	12回	12回	①相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数
	12回	12回	12回	②相談支援事業所の人材育成の支援件数
	12回	12回	12回	③地域の相談機関との連携強化の取組実施回数
	12回	12回	12回	④個別事例の支援内容の検証の実施回数
	1人	1人	1人	⑤主任相談支援専門員の配置数

② 協議会

《国が示す基本指針》

地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本としています。

○協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)の見込みを設定することとなっています。

《第7期計画の目標》

圏域で運営する宮城東部地域自立支援協議会に、地域づくりに向けた協議会を設置しています。相談支援体制の充実・強化を図るため、協議会における活動指標を設定します。

■ 相談支援体制の充実・強化のための取組目標

項目	目標値	考え方
協議会の設置	1か所 (設置済み)	宮城東部地域自立支援協議会にて設置済み

項目	目標値			考え方
	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	12回	12回	12回	① 相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数
	13事業者・機関	13事業者・機関	13事業者・機関	②相談支援事業所の参画による参加事業者・機関数
	1か所	1か所	1か所	③専門部会の設置数
	12回	12回	12回	④専門部会の実施回数

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上

《国が示す基本指針》

2026(令和8)年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

○都道府県研修への参加者数

都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定することとなっています。

○審査結果の共有

障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定することとなっています。

《第7期計画の目標》

障害者総合支援法の具体的内容を理解するため、県や関係機関が実施する各種障がい福祉に関する研修を活用し、市職員のスキルアップを図ります。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求事務負担の軽減を図る等適正な事務執行と質の向上に努めます。

■ 障がい福祉サービス等の質の向上のための取組目標

項目	目標値	考え方
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	延べ2人/年	各種障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無
	1回/年	障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、事業所や関係自治体と共有する回数

2 障がい福祉サービス等の必要な量の見込み

(1) 障がい福祉サービス等の必要な量の見込み

障害者総合支援法に基づき、全国で統一して実施される福祉サービスです。各サービスの見込みと見込量を確保するための方策は次の通りです。

【訪問系サービス】

① 居宅介護・重度訪問介護

居宅介護は、障がいのある人の自宅での入浴、排泄、食事等を提供するサービスです。2021（令和3）年度から 2023（令和5）年度にかけて概ね増加傾向にあることや地域移行の促進、グループホームの外部サービス型の導入等を踏まえ、第7期計画の見込量を増加傾向で推計しました。

重度訪問介護は、常時介護を必要とする人に、自宅での入浴、排泄、食事等のほか、外出時の介護等を総合的に行うサービスです。2022（令和4）年度から1人の利用があることから、第7期計画の見込量を横ばいで推計しました。

② 同行援護・行動援護

同行援護は、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。2021（令和3）年度から 2023（令和5）年度にかけて増加傾向にあることから、第7期計画の見込量を増加傾向で推計しました。

行動援護は、知的障がいや精神障がいにより、行動に著しい困難がある障がい児や障がい者に対し、行動時に必要な支援を行うサービスです。2021（令和3）年度から 2023（令和5）年度にかけて概ね増加傾向にあることから、第7期計画の見込量を増加傾向で推計しました。

③ 重度障がい者等包括支援

重度障がい者等包括支援は、常に介護を必要とする重い障がいのある方に、居宅介護等の複数の支援を包括的に行うサービスです。市内に重度障がい者等包括支援を行える事業所がなく、2021（令和3）年度以前から実績もないことから、第7期計画の目標値は設定しませんでした。

■ 訪問系サービス

サービス内容	第6期実績			第7期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
居宅介護	56人	63人	62人	65人	68人	69人
	708時間	756時間	747時間	780時間	816時間	828時間
重度訪問介護	0人	1人	1人	1人	1人	1人
	0時間	1時間	99時間	99時間	99時間	99時間
同行援護	16人	17人	18人	19人	20人	21人
	96時間	111時間	133時間	150時間	170時間	188時間
行動援護	4人	5人	5人	6人	6人	7人
	31時間	35時間	35時間	42時間	42時間	49時間
重度障がい者等 包括支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

※2023(令和5)年度は、4月～9月の利用実績の平均

※単位:人(1か月当たりの実利用者数)、時間(1か月当たりの延利用時間)

《訪問系サービスの見込量を確保するための方策》

- ・今後も利用者のニーズに応じてサービスが適切に提供されるよう、事業所等との連携を図ります。
- ・福祉サービスと介護保険サービスを併用している場合は、ケアマネジャーをはじめとする関係機関との情報提供及び共有を図り、サービス提供体制の充実を図ります。
- ・「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築の推進により、退院可能な精神障がいのある人やその家族に対し、保健、医療、福祉の関係機関と連携を図りながら、退院後における支援体制の整備に努めます。
- ・県や関係機関が開催する各種講座や研修への受講を勧奨し、より質の高いサービスが提供できるように努めます。

【日中活動系サービス】

① 生活介護

生活介護は、日中活動の場として、常に介護を必要とする方に対し、入浴をはじめとする日常生活上の支援や、身体機能や生活能力の質の向上のための援助等、幅広く支援するサービスです。2021(令和3)年度から2023(令和5)年度にかけて概ね横ばいで推移していることから、第7期計画の見込量を横ばいで推計しました。

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)・宿泊型自立訓練

機能訓練は、身体障がいや難病の方に対し、リハビリテーションや生活等に関する相談や助言を行うサービスです。市内や圏域に機能訓練を行える事業所がなく、実績もないことから第7期計画の目標値は設定しませんでした。

生活訓練は、知的障がいや精神障がいの方に対し、自立した日常生活を営むために必要な訓練や生活に関する相談、助言等を行うサービスで、宿泊型自立訓練と併用される場合もあります。2022(令和4)年度から5人の利用があることから、第7期計画の見込量を横ばいで推計しました。

宿泊型自立訓練は、知的障がいや精神障がいの方に対し、居室等において、日常生活を営むために必要な訓練や生活に関する相談、助言等を行うサービスです。2023(令和5)年度に1人の利用があることから、第7期計画の見込量を横ばいで推計しました。

③ 就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援(A型)・就労継続支援(B型)・就労定着支援

就労選択支援は、障がいのある人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の適正等に合った選択を支援するサービスです。2025(令和7)年度より開始される新しいサービスのため、関係する事業者への新規参入の働きかけや対象者へのサービスの周知等を行い、2026(令和8)年度に1人の利用があるものとして、推計しました。

就労移行支援は、一般就労に必要な知識や能力を養い、本人の適正に合った職場への就労や定着を支援するサービスです。2021(令和3)年度から2023(令和5)年度にかけて概ね増加傾向にあることから、第7期計画の見込量を増加傾向で推計しました。

就労継続支援A型は、一般就労が困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づき、一般就労に向けて必要な知識や能力の向上のため、必要な訓練等を行うサービスです。2021(令和3)年度から2023(令和5)年度にかけて増加傾向にあることから、第7期計画の見込量を増加傾向で推計しました。

就労継続支援B型は、一般就労が困難な障がいのある人に対し、雇用契約は締結せずに、生産活動の場の提供や一般就労に向けて必要な知識や能力の向上のため、必要な訓練等を行うサービスです。利用者のニーズが高く、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度にかけて増加傾向にあることから、第7期計画の見込量を増加傾向で推計しました。

就労定着支援は、就労移行支援等の福祉就労系サービスの利用を経て、一般就労へ移行した方に対し、生活面の課題の把握や、企業等との連携調整、それに伴う課題解決に向けた支援等を行うサービスです。2021(令和3)年度から2023(令和5)年度にかけて概ね増加傾向にあることから、第7期計画の見込量を増加傾向で推計しました。

④ 療養介護

療養介護は、療養病棟で入院生活をしている常時医療ケアが必要な利用者に対し、介護及び日常生活上のお世話をするサービスです。2021(令和3)年度から2023(令和5)年度にかけて横ばいで推移していることから、第7期計画の見込量を横ばいで推計しました。

⑤ 短期入所(ショートステイ)

短期入所は、自宅で介護が難しい場合や介護者の負担軽減のためのレスパイト支援として、短期間の間、施設において、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援を行うサービスです。福祉型・医療型ともに、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度にかけて増加傾向にあることから、第7期計画の見込量を増加傾向で推計しました。

■ 日中活動系サービス

サービス内容	第6期実績			第7期目標値			
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	
生活介護	106人	107人	106人	106人	106人	106人	
	2,131 人日分	2,081 人日分	2,072 人日分	2,074 人日分	2,038 人日分	2,021 人日分	
自立訓練(機能訓練)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	
自立訓練(生活訓練)	8人	5人	5人	5人	5人	5人	
	136 人日分	69 人日分	41 人日分	41 人日分	41 人日分	41 人日分	
宿泊型自立訓練	6人	3人	1人	1人	1人	1人	
	156 人日分	59 人日分	22 人日分	22 人日分	22 人日分	22 人日分	
就労選択支援	-	-	-	-	0人	1人	
就労移行支援	12人	12人	13人	14人	14人	15人	
	200 人日分	184 人日分	230 人日分	249 人日分	248 人日分	271 人日分	
就労継続支援A型 (雇用型)	46人	49人	50人	55人	57人	60人	
	920 人日分	951 人日分	980 人日分	1,090 人日分	1,120 人日分	1,190 人日分	
就労継続支援B型 (非雇用型)	128人	153人	159人	165人	171人	177人	
	2,272 人日分	2,581 人日分	2,769 人日分	2,957 人日分	3,145 人日分	3,333 人日分	
就労定着支援	5人	7人	7人	9人	10人	11人	
療養介護	9人	9人	9人	9人	9人	9人	
短期入所 (ショートステイ)	福祉型	55人	57人	61人	64人	67人	71人
		360 人日分	343 人日分	371 人日分	380 人日分	386 人日分	405 人日分
	医療型	1人	1人	2人	2人	2人	2人
		4 人日分	4 人日分	6 人日分	6 人日分	6 人日分	6 人日分

※2023(令和5)年度は、4月～9月の利用実績の平均

※単位:人(1か月当たりの実利用者数)、人日分(1か月当たりの延利用人数)

《日中活動系サービスの見込量を確保するための方策》

- ・福祉施設や事業所等と連携を図り、多種多様なニーズに応えられるよう情報提供や施設整備に努めます。
- ・「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築の推進により、退院可能な精神障がいのある人やその家族に対し、保健、医療、福祉の関係機関と連携を図りながら、退院後、自立した生活が継続できるよう、地域移行の支援体制の整備に努めます。
- ・市内圏域に短期入所福祉型施設や医療的ケアにも対応できる医療型施設の事業所の整備を推進します。
- ・福祉就労系サービスに通所する利用者の一般就労への移行推進及び働く場を創出するため、事業所の雇用率の遵守と関係性の構築に努めます。
- ・新サービスである就労選択支援の新規参入の働きかけや対象者へのサービスの周知等に努めます。

【居住系サービス】

① 施設入所支援

施設入所支援は、主に夜間に、必要な日常生活上の支援を行い、生活介護等の日中活動に合わせて利用するサービスです。施設入所者の地域移行を推進しているところではありますが、福祉施設へ入所される障がいのある方は、在宅等での生活が難しい状況もあり、待機者も多いことから、現状の受け入れ体制が確保されるよう、第7期計画の見込量を横ばいで推計しました。

② 共同生活援助(グループホーム)

共同生活援助は、共同生活を営む住居において主に夜間、日常生活上の支援を行うサービスです。2021(令和3)年度から2023(令和5)年度にかけて増加傾向にあることや、親亡き後の生活の場としても期待されることから、第7期計画の見込量を増加傾向で推計しました。

③ 自立生活援助

自立生活援助は、精神病院や刑務所等の施設から居宅へ移行し、単身等で生活する方へ定期的な巡回訪問や相談対応等により、居宅での自立した日常生活を営む上での適切な援助を行うサービスです。政令指定都市に新規事業所は増えていますが近隣にはなく、サービスの利用実績もないことから、第7期計画の目標値は設定しませんでした。

■ 居住系サービス

サービス内容	第6期実績			第7期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
施設入所支援	50人	50人	48人	48人	48人	48人
共同生活援助 (グループホーム)	60人	67人	72人	79人	86人	93人
自立生活援助	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※2023(令和5)年度は、4月～9月の利用実績の平均

※単位:人分(1か月当たりの実利用者数)

《居住系サービスの見込量を確保するための方策》

- ・施設入所待機者は多い現状にありますが、待機中の間は、訪問系サービスや短期入所等を活用しながら、介護者の負担の軽減を図ります。また、介護者不在となる緊急時の支援が必要な方に対し、適切なサービスを提供していきます。
- ・地域移行の推進として、該当する対象者に対し、計画相談支援事業所と共に、共同生活援助(グループホーム)や自立訓練施設等に関する情報提供や適切な案内を行います。
- ・親なき後の生活の場として期待される共同生活援助(グループホーム)について、関係する事業者に対して、新規参入や施設整備の働きかけを行うとともに、地域で共に暮らす方々への障がいに対する理解の促進を図ります。

【相談支援サービス】

① 計画相談支援

計画相談支援は、障がい福祉サービス等を利用する全ての障がいのある人に対し、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整、モニタリング（見直し）等を行うサービスです。2023（令和5）年度では減少となっておりますが、2022（令和4）年度までは増加傾向となっていることから、第7期計画の見込量を増加傾向で推計しました。

② 地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援は、施設に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保等地域生活に移行するための活動に関する相談等を行うサービスです。市内・圏域に事業所がなく、2021（令和3）年度以前から実績もないことから、第7期計画の目標値は設定しませんでした。

地域定着支援は、地域で生活する障がいのある人で、緊急に支援が必要な事態が生じた時に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行うサービスです。2022（令和4）年度から 2023（令和5）年度にかけて横ばいで推移していることから、第7期計画の見込量を横ばいで推計しました。

■ 相談支援サービス

サービス内容	第6期実績			第7期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
計画相談支援 (年間実利用者数)	412人	441人	413人	456人	464人	473人
地域移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
地域定着支援	13人	16人	16人	16人	16人	16人

※2023(令和5)年度は、4月～9月の利用実績の平均
※単位：人分(1か月当たりの実利用者数)

《指定相談支援を確保するための方策》

- ・障がい福祉サービス利用者が総合的かつ継続的に適切な支援が受けられるように、相談支援事業所と密に情報共有しながら、共同支援に努めます。
- ・地域移行支援の受け入れ可能な事業所が開設された時は、相談支援事業所をはじめとする関係機関へ情報提供を行い、スムーズに地域移行が行えるよう支援します。
- ・宮城東部地域自立支援協議会において、地域生活支援拠点センターの機能の充実を図ります。

(2) 地域生活支援事業の必要な量の見込み

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村ごとに実施するものです。各事業の見込みと見込量を確保するための方策は次の通りです。

【必須事業】

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営むことで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民を対象に、市広報誌やホームページ、出前講座を通じた啓発活動を行う事業です。

《見込量確保のための方策》

・市広報誌やホームページ、出前講座を活用し、障がいがある人についての理解の促進と啓発を行います。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が、自発的に行う活動を支援する事業です。具体例としては、会議や行事等活動の場の提供等（「そるてい壺番館」の昼食販売）です。

《見込量確保のための方策》

・障がい者団体等の活動を支援します。

③ 相談支援事業

障がい福祉サービスをはじめ、健康、医療、教育、社会参加、余暇活動、権利擁護等に関する情報提供や総合的な相談等を行い、障がいのある人が自立した生活ができるよう支援する事業です。

障がい児に関する相談支援として、塩竈市ひまわり園で『ひまわり相談室』事業（専門職による療育相談や所属する幼稚園や保育所（園）、学校への訪問等）を行い、障がい児の保護者等の不安解消及び児童の発達促進の支援を行います。

■ 相談機関等

主な相談内容	相談機関
福祉サービス、障がい福祉全般	①社会福祉事務所 ②障がい者福祉相談支援センター「しおーも」 ③相談支援事業所「北上の郷」 ④地域生活支援拠点センター「ふきのとう」 ⑤地域活動支援センター「藻塩の里」
児童の療育相談、発達相談	⑥ひまわり園

■ 相談事業実施計画（年間数値）

サービス内容	第6期実績			第7期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
障がい者相談支援事業	6 か所	6 か所	6 か所	7 か所	8 か所	9 か所
	7,299 件	7,336 件	9,309 件	9,346 件	9,383 件	9,420 件

※2023(令和5)年度は、見込み値

《見込量確保のための方策》

- ・相談機関の充実のため、関係機関、事業所と協議し相談先の増設に努めます。
- ・身近な相談支援事業所として、福祉サービス利用者以外にも生活面等における相談や助言を行います。
- ・相談事業所の事業内容やチラシを、福祉事業所をはじめ関係機関に設置し周知します。
- ・基幹相談支援センターにより、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取り組みを実施し、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が認められる知的障がい者及び精神障がい者等のうち、親族が申請できない場合、裁判の申立て及びそれに必要とする費用の負担や後見人等への報酬の助成を行う事業です。

■ 成年後見制度利用支援事業（年間数値）

サービス内容	第6期実績			第7期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
成年後見制度利用支援事業	2人	1人	1人	2人	2人	2人

※2023(令和5)年度は、見込み値

《見込量確保のための方策》

- ・障がいのある人の権利擁護と成年後見制度の利用促進を図ります。
- ・窓口成年後見制度に関するパンフレット等を設置し、啓発に努めます。

⑤ コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能等に障がいのある人への意思疎通の支援を行う事業です。

なお、手話奉仕員派遣事業、手話通訳者設置事業については、2020(令和2)年度以降、手話奉仕員の不足により中止となっています。

■ コミュニケーション支援事業（年間数値）

サービス内容	第6期実績			第7期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
手話通訳者派遣事業	26人	4人	4人	8人	16人	24人
手話奉仕員派遣事業	0人	0人	0人	0人	9人	9人
手話通訳者設置事業	0人	0人	0人	0人	1人	1人

※2023(令和5)年度は、4月～9月の利用実績の平均

※単位：人(1か年当たりの延利用人数)

《見込量確保のための方策》

- ・一般社団法人宮城県聴覚障害者福祉会と委託契約し、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
- ・手話奉仕員養成講座の受講を促し、手話奉仕員の確保に努めます。
- ・手話奉仕員派遣事業、手話通訳者設置事業では、市に登録している奉仕員を活用します。

⑥ 日常生活用具給付事業

重度障がいのある人に対し、障がいの種別、程度に応じて、日常生活を容易にするための用具の給付や助成を行う事業です。

■ 日常生活用具給付事業①(年間数値)

サービス内容	第6期実績			第7期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
日常生活用具給付	1,786人	1,806人	1,721人	1,846人	1,854人	1,859人

■ 日常生活用具給付事業②

サービス内容	第6期実績			第7期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
介護・訓練支援	1件	3件	10件	11件	16件	20件
自立生活支援	5件	10件	6件	8件	10件	10件
在宅療養等支援	9件	9件	10件	10件	11件	11件
情報・意思疎通支援	20件	16件	4件	18件	18件	18件
排泄管理支援	1,750件	1,763件	1,689件	1,795件	1,795件	1,795件
住宅改修費	1件	5件	2件	4件	4件	5件

※2023(令和5)年度は、4月～9月の利用実績の平均

※単位:件(1か年当たりの延給付件数)

《見込量確保のための方策》

- ・利用者ニーズや国及び県の動向も考慮しながら、本市で支給できる適正な日常生活用具の品目を追加し、利用者の希望に沿える給付体制を維持します。
- ・日常生活用具の情報提供の充実に努めるとともに、事業者に対する情報も充実させ、多様な事業者の参入の促進を図ります。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいがある人の交流活動の促進として、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得し、障がいのある人への支援を行う手話奉仕員の養成を図る事業です。

■ 手話奉仕員養成研修事業（年間数値）

サービス内容	第6期実績			第7期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
手話奉仕員養成研修受講者数	0人	0人	9人	9人	9人	9人

《見込量確保のための方策》

- ・一般社団法人宮城県聴覚障害者協会へ研修事業を委託し、手話奉仕員の養成と、手話奉仕員登録者の勧奨に努めます。
 - ・手話奉仕員への研修会を開催します。
- ※手話奉仕員は、市に登録し、手話奉仕員として活動することを条件としています。

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す事業です。

■ 移動支援事業（年間数値）

サービス内容	第6期実績			第7期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
移動支援	12 か所	12 か所	12 か所	14 か所	16 か所	18 か所
	292 人	364 人	387 人	410 人	433 人	456 人
	562 時間分	703 時間分	771 時間分	820 時間分	866 時間分	912 時間分

※2023(令和5)年度は、見込み値

※単位:か所(実施事業所数)、人(1か年当たりの延利用人数)、時間分(延利用時間)

《見込量確保のための方策》

- ・居宅サービス事業所の協力を得ながら、障がい特性に応じたガイドヘルパーを派遣できる体制を維持していきます。
- ・事業所に対する情報提供を充実させ、市内圏域の事業所の登録を推進していきます。
- ・障がいのある人への社会参加や余暇活動の促進のため、事業内容の周知や計画相談支援事業所等各関係機関への情報提供に努めます。

⑨ 地域活動支援センター

塩竈市では、委託により、地域活動支援センター「藻塩の里」を運営しています。障がいのある人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会参加への促進と生活支援等を行います。

■ 地域活動支援センター（年間数値）

サービス内容	第6期実績			第7期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
地域活動支援センター	1 か所					
	1,694 人	1,264 人	818 人	1,259 人	1,259 人	1,259 人

※2023(令和5)年度は、4月～9月の利用実績の平均

※単位:か所(実施事業所数)、人(1か年当たりの延利用人数)

《見込量確保のための方策》

- ・地域活動支援センター「藻塩の里」の運営を委託し、関係機関への情報提供及び連携を強化し、サービス向上に努めます。
- ・市の広報誌等により、地域活動支援センターでの活動内容を市民に周知します。

【任意事業】

① 訪問入浴サービス事業

在宅では入浴が困難な障がいのある人に対し、自宅を訪問し、訪問入浴車による入浴サービスを行う事業です。

■ 訪問入浴サービス事業（年間数値）

サービス内容	第6期実績			第7期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
訪問入浴	2 か所					
	128 人	115 人	102 人	115 人	115 人	115 人

※2023(令和5)年度は、4月～9月の利用実績の平均

※単位:か所(実施事業所数)、人(1か年当たりの延利用人数)

《見込量確保のための方策》

- ・利用者の希望に沿ったサービスの提供が図れるよう、支援体制の整備に努めます。

② 日中一時支援事業

障がいのある人に、日中活動の場を提供し、日常的に介護を行っている家族に一時的な休息の時間を提供する事業です。

■ 日中一時支援事業（年間数値）

サービス内容	第6期実績			第7期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
日中一時支援	6 か所	6 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
	9 人	24 人	14 人	14 人	14 人	14 人

※2023(令和5)年度は、4月～9月の利用実績の平均

※単位:か所(実施事業所数)、人(1か年当たりの延利用人数)

《見込量確保のための方策》

- ・日中一時支援事業を実施する事業者と連携し、利用者の希望に沿ったサービス提供ができる体制を確保します。

③ スポーツ・レクリエーション教室開催事業

障がいのある人がスポーツを楽しみながら交流し、健康を維持できるよう、スポーツを通じて体力の増強や一般市民と障がいのある人同士の交流、余暇活動の質の向上に資するため、スポーツ・レクリエーション教室を開催する事業です。

■ スポーツ・レクリエーション教室開催事業（年間数値）

サービス内容	第6期実績			第7期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
スポーツ・レクリエーション教室	0回	0回	2回	24回	24回	24回
	0人	0人	20人	400人	450人	500人

※2023(令和5)年度は、見込み値

※単位:回(1か年当たりの開催回数)、人(1か年当たりの延利用人数)

※2021(令和3)年度、2022(令和4)年度のスポーツ・レクリエーション教室開催事業については新型コロナウイルスの影響により中止となっています。

〈見込量確保のための方策〉

- ・新型コロナウイルスの状況をみながら、利用者が楽しく参加できる事業の開催を検討します。
- ・NPO法人塩釜市体育協会等との連携を図っていきます。

④ 声の広報発行事業

視覚障がいのため、情報入手が困難な身体障害者手帳3級以上の人に、市の広報誌をCD等に録音し行政情報等を提供する事業です。

■ 声の広報発行事業（年間数値）

サービス内容	第6期実績			第7期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
声の広報発行(回数)	12回	12回	12回	12回	12回	12回

※2023(令和5)年度は、4月～9月の利用実績の平均

※単位:回(1か年当たりの発行回数)

〈見込量確保のための方策〉

- ・朗読ボランティア団体「みなと虹の会」の協力を得ながら、継続して発行できる体制を維持します。

⑤ 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人の運転免許取得及び身体に障がいのある人が自らが有し、運転する自動車の手動装置等の改造にかかる費用の一部を助成する事業です。

■ 自動車運転免許取得・改造助成事業（年間数値）

サービス内容	第6期実績			第7期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
自動車運転免許取得・改造助成	6人	4人	6人	6人	6人	6人

※単位：人（1か年当たりの実助成人数）

《見込量確保のための方策》

・今後も、必要な人が適切にサービスを利用できるよう、各種サービス・制度の周知を図ります。

第3部
第3期 塩竈市
障がい児福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨等

(1) 第3期塩竈市障がい児福祉計画策定の趣旨

障がい児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20第1項の規定に基づき市町村が策定する計画です。

本市においても、すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの障害者基本法の理念に基づき、2016(平成28)年4月に施行した「障害者差別解消法」等の障がい福祉諸制度、子育て、教育関連施策も踏まえ、「第3期障がい児福祉計画」を策定します。

本計画は、「第4期塩竈市障がい者福祉計画(2024(令和6)年度～2029(令和11)年度)」を推進するための個別計画として一体的に作成する位置付けとし、2024(令和6)年度から2026(令和8)年度の3年間を計画期間とします。

計画の策定にあたっては、国の指針のほかに「第2期障がい児福祉計画」の実績と地域の実情を踏まえ、2026(令和8)年度を目標年度とし、各年度における障がい児に対するサービス等の提供体制の確保に関する目標及びサービス別の見込量及び確保のための方策等を定めています。

◆第3期塩竈市障がい児福祉計画 計画期間◆

年 度	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
障がい者福祉計画	第4期 障がい者福祉計画					
障がい福祉計画	第7期 障がい福祉計画			第8期 障がい福祉計画		
障がい児福祉計画	第3期 障がい児福祉計画			第4期 障がい児福祉計画		

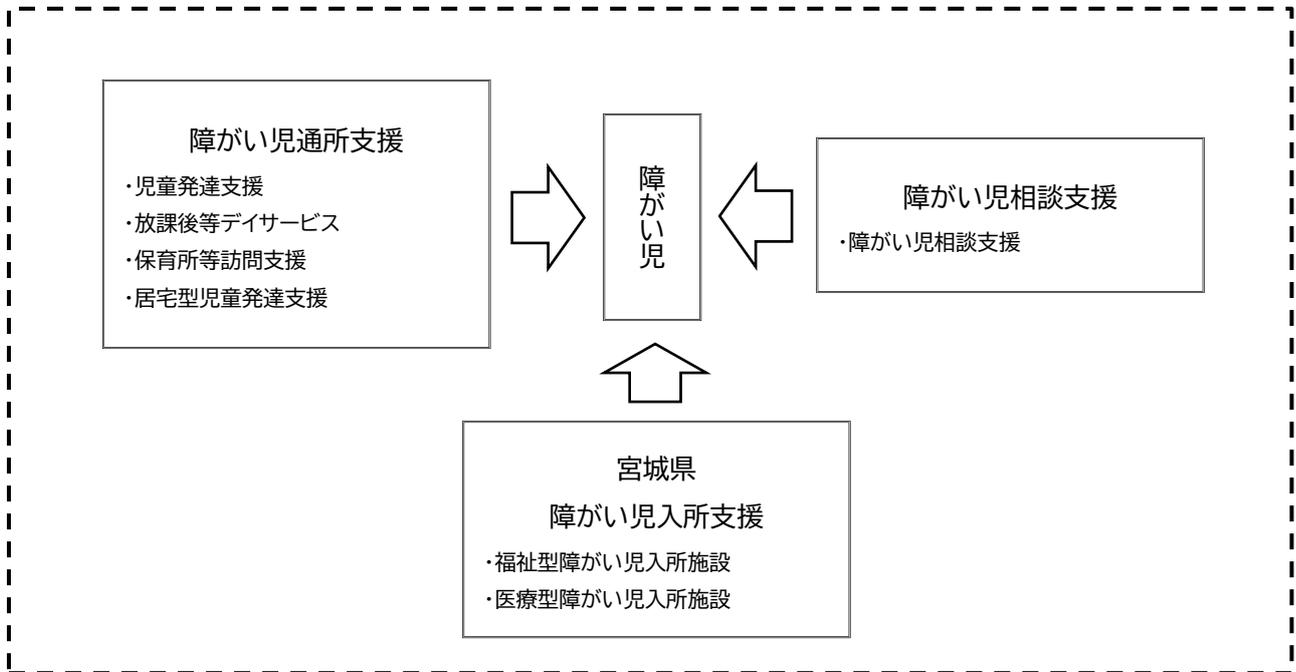
(2) 第4期塩竈市障がい者福祉計画との関係

本計画は、障害者基本法に基づき、基本的な方向性を定めた、第4期塩竈市障がい者福祉計画の一部をなすものであり、障がいのある子どもに関する福祉サービスの具体的な数値目標等を定めたものです。

(3) 障がい児福祉計画におけるサービス等

障がい児福祉計画においては、児童福祉法に基づき、以下のサービス等を実施します。

■障がい児福祉計画におけるサービス等



第2章 第2期塩竈市障がい児福祉計画の達成状況

1 第2期塩竈市障がい児福祉計画 成果目標の達成状況

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

〈国が示す基本指針〉

2023(令和5)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置すること、また全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

〈第2期計画の目標〉

圏域内に事業所が設置されたことで、障がい児やその家族に対する支援体制が図られましたが、本市においても、障害児通園事業施設(塩竈市ひまわり園)等、既存事業所の児童発達支援センター機能の検討及び協議等を行いながら、さらなる整備を進めることとしました。また、保育所等訪問支援は、近隣事業所の利用が可能となっており、保育所(園)児童、幼稚園児、小、中、高等学校生が利用しています。

〈本市の実績〉

圏域内の事業所により、児童発達センター及び保育所等訪問支援を利用できる体制が構築されています。引き続き既存事業所における児童発達支援センター機能の検討及び協議等に努めます。

■ 児童発達支援センターの設置目標

項目	目標値	成果実績 (達成率)	考え方
2023(令和5)年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1か所 (設置済み)	1か所 (100%)	圏域内において構築済み
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する	1か所 (設置済み)	1か所 (100%)	圏域内において構築済み

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等 デイサービス事業所の確保

《国が示す基本指針》

2023(令和5)年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村または圏域に少なくとも1か所設置することを基本としています。

《第2期計画の目標》

圏域内の利府町に事業所が設置されています。今後も利用者が身近な地域で支援が受けられるよう、関係機関と連携し支援に努めることとしました。

《本市の実績》

圏域内に、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が設置されており、目標を達成しています。

■ 主に重症心身障がい児を支援する障がい児通所施設の設置目標

項目	目標値	成果実績 (達成率)	考え方
2023(令和5)年度末時点の 児童発達支援事業所の設置数	1か所 (設置済み)	1か所 (100%)	圏域内、利府町「つなぐ利府」において整備済み
2023(令和5)年度末時点の 放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所 (設置済み)	1か所 (100%)	圏域内、利府町「つなぐ利府」において整備済み

(3) 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置

《国が示す基本指針》

医療的ケアが必要な児童が身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、2023(令和5)年度末までに、関係機関が連携を図るための協議の場を設置すること、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

《第2期計画の目標》

第1期計画より継続した目標となっており、保健、医療、福祉、保育、教育等の関連機関及び圏域も含め、協議を進めながら、医療的ケア児への支援の検討を行うこととしました。

《本市の実績》

保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場について、2023(令和5)年度中に1か所設置する予定となっており、医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターについては1人配置しています。

■ 保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置目標

項目	目標値	成果実績 (達成率)	考え方
2023(令和5)年度末までに関係機関が連携を図るための協議の場を設置	1か所	0か所 (0%)	2023(令和5)年度末までに設置
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置	1人以上配置	1人 (100%)	2023(令和5)年度末までに設置

2 障がい児通所支援等の利用状況

児童発達支援、放課後等デイサービス、障がい児相談支援は、増加傾向となっており、ニーズの高まりが伺えます。医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、利用はありません。

現在、市内には児童発達支援の事業所が1か所、放課後等デイサービスの事業所が4か所、障がい児相談支援の事業所が1か所となっています。その他のサービス事業所は市内にはありませんが、保育所等訪問支援の事業所については、圏域内の事業所にて実施されています。

■ 障がい児通所支援等の利用状況

サービス名称	単位	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度
児童発達支援	実利用者数/月	25人	27人	27人	27人	31人
	延利用人数/月 人日分	242	277	256	303	288
医療型児童発達支援	実利用者数/月	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用人数/月 人日分	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数/月	80人	79人	85人	94人	107人
	延利用人数/月 人日分	881	891	968	1,144	1,170
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数/月	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用人数/月 人日分	0	0	0	0	0
保育所等訪問支援	実利用者数/月	2人	2人	1人	2人	3人
障がい児相談支援	実利用者数/年	120人	121人	134人	143人	164人

「国民健康保険連合会給付実績」より

第3章 第3期塩竈市障がい児福祉計画の提供体制確保のための目標

1 第3期塩竈市障がい児福祉計画の成果目標

(1) 児童発達支援センターの設置

〈国が示す基本指針〉

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、2026(令和8)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本としています。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないこととなっています。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障がい福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要となっています。

〈第3期計画の目標〉

圏域内に事業所が設置されたことで、障がい児やその家族に対する支援体制が図られました。本市においても、障害児通園事業施設(塩竈市ひまわり園)等、既存事業所の児童発達支援センター機能の検討及び協議等を行いながら、さらなる整備を進めてまいります。また、保育所等訪問支援は、近隣事業所の利用が可能となっており、保育所(園)児童、幼稚園児、小、中、高等学校生が利用しています。

■ 児童発達支援センターの設置目標

項目	目標値	考え方
2026(令和8)年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1か所 (設置済み)	圏域内において設置済み

(2) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

《国が示す基本指針》

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、2026（令和8）年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本としています。

《第3期計画の目標》

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、圏域内の児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等における保育所等訪問支援等の活用を促し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を図ります。

■ 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築目標

項目	目標値	考え方
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	1か所	各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、2026（令和8）年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする

(3) 主に重症心身障がい児を支援する障がい児通所事業所

《国が示す基本指針》

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、2026(令和8)年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本としています。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないこととなっています。

《第3期計画の目標》

圏域内に事業所が設置されています。今後も利用者が身近な地域で支援を受けられるよう、関係機関と連携し支援に努めてまいります。

■ 主に重症心身障がい児を支援する障がい児通所事業所の設置目標

項目	目標値	考え方
2026(令和8)年度末時点の児童発達支援事業所の設置数	1か所 (設置済み)	圏域内において設置済み
2026(令和8)年度末時点の放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所 (設置済み)	圏域内において設置済み

(4) 医療的ケア児の支援

〈国が示す基本指針〉

○協議の場の設置

各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えないこととなっています。

○コーディネーターの配置

各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えないこととなっています。

地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定することとなっています。

〈第3期計画の目標〉

医療的ケア児等に関するコーディネーターについて、本市で委託している計画相談支援事業所において1名設置済みですが、関係機関等が連携を図るための協議の場については、本市または圏域においても、設置には至っておりません。

引き続き、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関及び圏域も含め、協議を進めながら、医療的ケア児への支援の検討・調整を図ります。

■ 医療的ケア児の支援目標

項目	目標値	考え方
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置数	1か所	2024(令和5)年度末までに設置
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置	1人以上配置 (配置済み)	本市委託計画相談支援事業所において1名配置済み

(5) 発達障がい者等に対する支援

《国が示す基本指針》

現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの受講者数(保護者)及びプログラムの実施者数(支援者)の見込みを設定することとなっています。

現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定することとなっています。

現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、見込みを設定することとなっています。

《第3期計画の目標》

本市として独自に、ペアレントトレーニング等の支援プログラムを実施するには至っておらず、現時点において、指標化することが難しいことから、第3期計画の目標値は設定しませんでした。今後、利府こども発達センター「あとれ」や宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」等とも連携を図りながら、ペアレントトレーニング等の支援プログラムの整備に努めます。

■ 発達障がい者等の支援プログラムの実施目標

項目	目標値			考え方
	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	-	-	-	2026(令和8)年度までの各年度における受講者数の目標は、本市の実情を鑑み未設定
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)	-	-	-	2026(令和8)年度までの各年度における実施者数の目標は、本市の実情を鑑み未設定
ペアレントメンターの人数	-	-	-	2026(令和8)年度までの各年度におけるペアレントメンターの目標人数は、本市の実情を鑑み未設定
ピアサポートの活動への参加人数	-	-	-	2026(令和8)年度までの各年度におけるピアサポートの活動への目標参加者数は、本市の実情を鑑み未設定

2 障がい児通所支援等の必要な量の見込み

① 児童発達支援

児童発達支援は、日常生活で体をうまく動かすための指導や知識・技能の習得、手段生活に馴染むための訓練を行うサービスです。2021(令和3)年度から2023(令和5)年度にかけて増加傾向にあることから、第3期計画の見込量を増加傾向で推計しました。

② 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、小・中・高等学校に在籍する障がいのある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービスです。2021(令和3)年度から2023(令和5)年度にかけて増加傾向にあることから、第3期計画の見込量を増加傾向で推計しました。

③ 保育所等訪問支援

保育所等集団生活を営む施設に通う障がいのある児童が集団生活に適応できるよう、療育の専門員が当該施設を訪問し、本人や施設のスタッフに対し専門的な支援を提供するサービスです。2023(令和5)年度から2人の利用となっていることから、第3期計画の見込量を横ばいで推計しました。

④ 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や、知識技能の付与等の支援を提供するサービスです。現在、本市で利用している児童はおらず、近隣に実施事業所もないため、第3期計画の目標値は設定しませんでした。

⑤ 障がい児相談支援

障がい児相談支援は、障がい児通所支援を利用する全ての障がいのある児童に対し、障がい児支援利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整、モニタリング(見直し)等を行うサービスです。2023(令和5)年度では減少となっておりますが、2022(令和4)年度までは増加傾向となっていることから、第3期計画の見込量を増加傾向で推計しました。

■ 障がい児への支援

サービス内容	第2期実績			第3期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
児童発達支援	27人	31人	39人	41人	47人	52人
	303 人日分	288 人日分	371 人日分	387 人日分	421 人日分	471 人日分
放課後等デイサービス	94人	107人	113人	123人	133人	142人
	1,144 人日分	1,170 人日分	1,290 人日分	1,393 人日分	1,492 人日分	1,574 人日分
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
保育所等訪問支援	2人	3人	2人	3人	3人	3人
	3 人日分	3 人日分	2 人日分	3 人日分	3 人日分	3 人日分
障がい児相談支援 (年間実利用者数)	143人	164人	148人	164人	170人	174人

※2023(令和5)年度は、4月～9月の利用実績の平均

※単位:人(1か月当たりの実助成人数)、時間(1か月当たりの延利用時間)

《見込量確保のための方策》

- ・相談支援の質の向上と充実のため、相談支援専門員の研修会等への参加を促進していきます。
- ・在宅の重度心身障がい児が利用する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等、障がい児通所事業施設の開設を推進します。
- ・現在圏域には医療型児童発達支援を実施する事業所はありませんが、県と連携し引き続き重度心身障がい児の受け入れ体制の整備に努めます。
- ・各関係機関との連携を強化し、対象の児童と保護者に適切な療育案内を行います。
- ・ホームページやパンフレットを活用し、わかりやすい情報提供を図っていきます。

第4部

計画の推進について

第1章 計画の推進について

1 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な提供

(1) 制度の周知

国は、地域における共生社会の実現に向け、障害者基本法や障害者総合支援法の改正をはじめとする障がい福祉制度の制定や改正を進めており、利用者が適切にサービスを利用していくうえで、制度への理解を深めることは大変重要です。

制度の実施にあたり、市の広報誌やホームページをはじめ、窓口、訪問調査等、様々な機会を通じて、制度の周知や啓発活動を行います。

また、相談支援事業所やサービス事業所への情報提供を図り、円滑な事業執行やサービスの提供を実施します。

(2) 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の適正化

障がい福祉サービスや障がい児通所支援における障がい者自立支援給付費負担金・障がい児入所給付等負担金（以下「給付費」とする。）については、サービス受給者への自立支援のために真に必要なサービスを、事業者が適正に提供することが基本となります。給付費の適正化を図ることは不適切な給付を削減して、給付費の増大を抑制し、利用者に対しても適切なサービスの供給が確保されます。

障がい福祉サービスの提供にあたり、障がい支援区分認定調査の適正化を図るほか、計画相談支援や障がい児相談支援が利用者の自立に資するサービスとなるよう、相談支援専門員の定期的なモニタリングを通し、アセスメント及びマネジメントを行い、必要に応じて計画の変更を行う等、サービス等利用計画や障がい児支援利用計画の点検を強化していきます。

また、事業者に対しては、宮城県と連携し利用者の状態に応じて適正にサービスが提供されているか、不適切な請求がされていないか等の観点から調査し、必要な指導を行っていきます。

(3) 相談支援体制及び障がい児相談支援の充実

障がいのある人が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、適切な障がい福祉サービス等の提供のほか、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実が必要です。障がいのある人や家族が抱える複合的な課題を把握し、マネジメントしながら適切な保健、医療、福祉サービスに繋げる等、各種関係機関や相談支援事業所、基幹相談支援センター等との連携に努めます。

また、障がい児相談支援は児童の障がいの早期発見、早期療育に繋げていくためにも、発育や発達に不安を感じる段階から障がいのある子どもや親に対する継続的な相談支援を行い、関係機関へ繋ぐ重要な役割を担っています。このためにも、障がい児相談支援の質の確保及び向上を図り、きめの細かい良質な療育体制が図られるよう、相談支援事業所をはじめとした関係機関との連携・強化を図っていきます。

2 計画の推進体制と進行管理

(1) 県・関係機関との連携強化

障がい福祉サービス等の提供、総合的な相談支援や地域への移行支援等にあたっては、宮城県や近隣自治体、社会福祉法人や医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化することで効果的な計画の推進を図ります。

(2) 塩竈市障がい者福祉推進委員会の設置

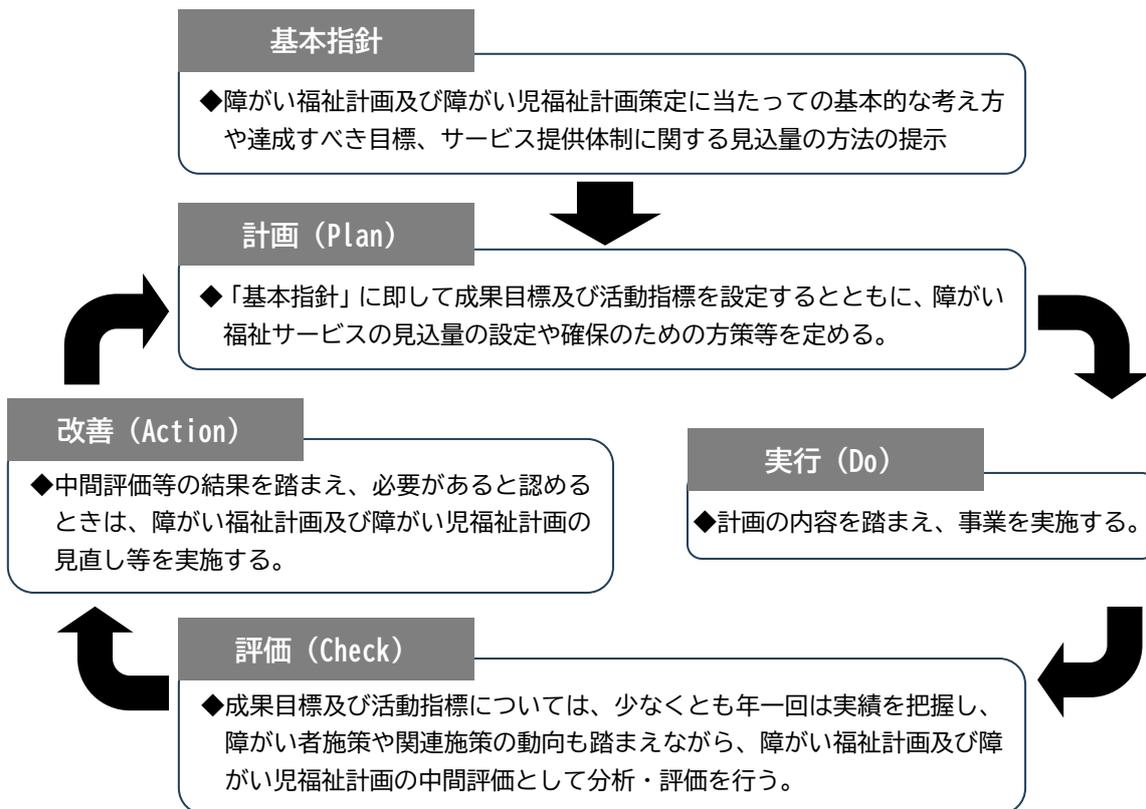
障がい者・障がい児福祉の施策について、市民の意見を十分に反映しながら、円滑かつ適正に実施するために、学識経験者をはじめ、地域福祉、障がい者団体、事業所、教育、行政、法律、医療機関、市民代表の関係者からなる「塩竈市障がい者福祉推進委員会」を設置しています。

障がい福祉計画や障がい児福祉計画の進捗管理と評価または見直し等の重要な事項については、本委員会の意見を基に適切な事業の実施に努めます。

(3) 本計画における進行管理と評価

本計画は、「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「評価(Check)」、「改善(Action)」のプロセスを循環させながら、2024(令和6)年度から2026(令和8)年度の3年間の計画期間で実績把握を行い、分析・評価を行うとともに、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

■障がい福祉計画・障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



資料

1 第4期塩竈市障がい者プランの主な実施事業

■ 障がい福祉等サービス

主な事業・取り組み	内容	実施主体
居宅介護（ホームヘルプ）	ヘルパーが訪問して、入浴や排泄等の身体介護や食事、掃除等の家事支援、通院等の付き添いを行います。	市
重度訪問介護	重度障がいのため常に介護が必要な人に、ヘルパーが訪問して、入浴や排泄等の身体介護や食事、外出時の移動補助、掃除等の家事支援、外出時の移動の補助を行います。	市
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する人に移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	市
行動援護	知的障がいや精神障がいのため行動が困難で常に介護が必要な人に、行動する際の必要な介助、外出時の移動補助等を行います。	市
療養介護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護等のサービスを提供します。	市
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事等の介護、創作的活動等の機会の提供を行います。	市
短期入所（ショートステイ）	日常介護する家族が私的、社会的理由により、介護ができない場合に施設に一時的に宿泊し、日常生活の支援を行います。	市
重度障がい者等包括支援	介護の程度が非常に高いと認められ、常に介護が必要な人に、居宅介護等の障がい福祉サービスを組み合わせて、包括的にを行います。	市
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活が送れるよう、施設において一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を提供します。	市
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活が送れるよう、施設において一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を提供します。	市
宿泊型自立訓練	一定期間入居しながら家事や食事等の日常生活能力を向上させるための支援を行います。また、生活に関する相談及び援助等も行います。	市
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。	市
就労移行支援	就労を希望する人に、施設において一定期間、生産活動等の機会を通じて、知識や能力の向上のための訓練を行います。	市
就労継続支援A型 （雇用型）	通常の事業所で働く事が困難な人に、施設において就労の機会の提供や生産活動等の機会を通じて、知識や能力の向上のための訓練を提供します。 利用対象者は、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることにより雇用契約に基づく就労が可能な人です。	市
就労継続支援B型 （非雇用型）	通常の事業所で働く事が困難な人に、施設において就労の機会の提供や生産活動等の機会を通じて、知識や能力の向上のための訓練を提供します。 利用対象者は、就労に必要な知識能力の向上が期待される人です。	市

主な事業・取り組み	内容	実施主体
施設入所支援	施設に入所する人の、夜間における入浴や排泄、食事の介護等を行います。	市
共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助を行います。	市
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人、その他の地域における生活に移行するために、重点的な支援を必要とする人に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の支援を行います。	市
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がいのある人につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に相談、その他必要な支援を行います。	市
就労定着支援	利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を行います。 利用対象者は、就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面に課題がある人です。	市
自立生活援助	施設等を利用していただいていた障がいのある方が、ひとり暮らしに必要な理解力や生活能力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	市
計画相談支援	障がい福祉サービス等を申請した障がいのある人へのサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。	市
補装具費の給付・貸与事業	失われた部位、欠損のある部分を補装具で補い、必要な身体能力の援護を行うものです。製作や修理に必要な費用を、法が定める基準額の範囲内で給付・貸与します。	市

■ 障がい児通所支援等サービス

主な事業・取り組み	内容	実施主体
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもを対象に、施設等に通所することで日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	市
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもを対象に、放課後や長期休暇等に施設等に通所することで、生活技能向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を行います。	市
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある子どもを対象に、児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がいのある子どもや保育所等の職員に対し、障がいのある子どもが集団生活に適応するための専門的な指導を行います。	市
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等で通所での支援が困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問して、発達支援を行います。	市
障がい児相談支援	障がいのある子どもが、障がい児通所支援等を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	市

■ 地域生活支援事業

主な事業・取り組み	内容	実施主体
相談支援事業	障がいのある人やその家族等の相談に応じ、必要に応じた情報提供や助言・指導、支援を行います。	市
地域生活支援拠点センター運営事業	地域で生活する障がいのある人や子ども、家族等への相談及び緊急支援を行う地域生活支援コーディネート業務と、専門的かつ総合的な相談支援や地域の相談支援体制を強化するために必要な基幹相談支援業務等を行います。	2市3町
手話通訳者等派遣事業 (手話通訳士)	聴覚に障がいのある人とない人とのコミュニケーションを手話で仲介する通訳者を宮城県聴覚障害者情報センターから派遣します。	市
手話通訳者等派遣事業 (要約筆記)	会議や講演会等で話されている内容(音声)について、その場で要点をまとめ、文字にして伝える通訳者を宮城県聴覚障害者情報センターから派遣します。	市
手話奉仕員派遣事業	音声・言語障がいのある人の社会生活でのコミュニケーションの円滑化を図るため、手話奉仕員を派遣します。	市
手話通訳者設置事業	音声・言語障がいのある人の社会生活でのコミュニケーションの円滑化を図るため、市役所内に手話通訳者を配置します。	市
移動支援事業	視覚障がいや知的障がい、精神障がいにより介助を必要とする人に、ガイドヘルパーを派遣し外出支援を行います。	市
日常生活用具給付事業	障がいのある人等の日常生活を容易にするため、障がい種別ごとに日常生活に必要な用具を給付します。	市
地域活動支援センター (藻塩の里)	創作的活動や生産活動の機会を提供し、障がいを持つ方の生活支援や社会参加の促進を図ります。	市
訪問入浴	重度の身体障がいのある人で、居宅において入浴が困難な人に、自宅に訪問し専用の浴槽を使って入浴の介護を行います。	市
日中一時支援	障害者手帳を交付されている方の日中活動の場所を確保し、日常的に介護している家族に、一時的な休息の時間を提供します。	市
障がい者スポーツ教室	障がいのある人がスポーツを通して健康の維持及び参加者同士の交流を深めるとともに、障がい者スポーツの普及を図るためにスポーツ教室を開催します。	市
声の広報	視覚障がいのある人に「広報しおがま」をCD等に録音し、毎月1回郵送します。	市
成年後見制度利用支援	知的や精神に障がいのある人、または、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人の権利擁護を図るため必要な支援を行います。	市

■ その他の保健福祉サービス

主な事業・取り組み	内容	実施主体
ボランティア活動普及協力校	市内の小・中学校を指定し、児童・生徒を対象に、ボランティア活動を通して社会福祉への理解と関心を高めます。	市社会福祉協議会
キャップハンディ実習	福祉教育推進事業の一環として、学校行事や学年毎に実施されるキャップハンディ実習の指導援助及び講師を派遣します。	市社会福祉協議会
ボランティアの養成	ボランティア講座や福祉体験学習を通してボランティアの養成を図ります。	市社会福祉協議会
障害年金(障害基礎年金・障害厚生年金)	病気や怪我によって生活や仕事等が制限されるようになった場合に受け取ることができる年金です。障がいの程度によって等級が定められ、等級に基づいて年金額が決められています。	国

主な事業・取り組み	内容	実施主体
特別児童扶養手当支給事業	心身の障がいや身体の内部に障がいのある子どもを療養育している父母等に手当を支給します。	県
特別障害者（児）手当等支給事業	在宅の重度心身障がい者や障がい児で日常生活に常時特別の介護を必要とする人に手当を支給します。	市
心身障害者扶養共済制度	心身に障がいのある人を扶養している該当になる家族等が一定の掛金で加入し、加入者が死亡・重度障がいとなった場合に、心身に障がいのある人に、生涯毎月2万円（一口加入の場合）の年金を支給します。	市
生活福祉資金貸付事業	障がい者・低所得・高齢者世帯で該当の世帯に、資金の貸付と必要な相談支援を行い、借受世帯の自立を図ります。	市社会福祉協議会
在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業	身体障害者手帳3級以上の呼吸器機能障がいのある人で、在宅で酸素濃縮器を利用して酸素療法を受けている人を対象に、濃縮器の電気料金の一部を助成します。	市
難聴児補聴器購入助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度、中度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。	市
車いすの貸し出し	身体に障がいのある人に、車いすを短期間（2週間程度）必要とする場合、無料で貸し出します。	市社会福祉協議会
緊急通報システム設置事業	疾病等で、日常生活に不安がある方に家庭用緊急通報システムを貸与し、日常の安全確保と精神的な不安を解消します。	市
身体障害者福祉電話設置事業	外出困難な重度の身体障がいのある人で、現在電話を保有していない低所得世帯（原則として所得税非課税世帯）に電話を貸与します。	市
幼児健全発達支援相談事業（こざる会）	1歳6か月児健診の事後指導として、集団での遊びの体験や個別及び集団指導を行い、幼児の健全発達を促し育児支援を行います。	市
障害児・者発達等相談支援事業「ひまわり相談室」	障がいのある子ども等への援助の提案や支援者への助言、指導を行います。	市
発達障害者支援センター「えくぼ」	18歳以上の方の発達障がいに関する悩みや疑問を解消するため、専門員等による相談・発達（療育）支援や研修を行います。	県
特別支援教育	障がい等で教育上の特別の支援を必要とする児童、生徒、幼児に対し、特別支援学級等において必要な教育支援を行います。	市
障害児等療育支援事業	療育相談の知識や経験を持つ相談員が、発達の気になる子ども・成人期の方やその家族、支援者等の相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携しながら療育を支援します。	県
体育館・温水プール使用料金の減免	身体、知的、精神に障がいのある人（手帳所持者）及び介護者1名を対象に使用料を無料にしています。	市
市民スポーツフェスティバル	障がいや年齢に関係なく、スポーツ・レクリエーションを通して交流を深めるスポーツの祭典を開催します。	市
福祉タクシー利用助成事業 自動車燃料費助成事業	身体障害者手帳1・2級、及び3級の呼吸器機能障がいや在宅酸素療法が必要な人、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級の人が、タクシーを利用した場合に使えるタクシー券（自動車税の減免を受けている人は除かれます。）または、自家用自動車等の燃料費に使える燃料費助成券を交付します。（ただし、入院及び施設入所中の人は除かれます。）	市
自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳・療育手帳を所持している方の社会参加を促進するために自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。	市
自動車改造費助成	重度の上肢、下肢、体幹機能障がいがある18歳以上の方が、自ら所有し運転する自家用車で、運転のために必要な改造をする場合、経費の一部を助成します。	市

主な事業・取り組み	内容	実施主体
塩竈市営汽船 旅客運賃の割引	身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、並びに介護者を対象に、市営汽船旅客運賃を割引きます。	市
自動車税・自動車取得税の 免除	障害者手帳所持者または、その人と生計を同じくする人が自動車を所有し、障がいのある人の通院・通学・生業のため使用する場合、自家用自動車の税を免除します。	県
自立支援医療（更生医療）	身体障害者手帳を所持している18歳以上の人が、手術等によって障がいを取り除いたり、程度を軽くしたり、障がいの進行を防ぐことが可能な場合に、その医療費の一部を公費で負担します。	市
自立支援医療（育成医療）	身体に障がいのある18歳未満の子どもが生活能力を得るために、手術等を必要とする場合、その医療費の一部を公費で負担します。	市
自立支援医療（精神通院医療）	精神に障がいのある人の通院に精神疾患の医療費の一部を公費で負担します。	県
障害者（児）医療費助成事業	身体障害者手帳1・2級、及び3級の内部障がいのある人や療育手帳A、精神保健福祉手帳1級所持者等が、医療機関で保険診療を受けた場合、自己負担分を助成します。	市
難病医療提供体制整備事業	難病の医療提供の構築及び推進に取り組み、支援体制の構築を図ります。	県
乳児一般健康診査（個別）	妊娠期及び乳児期に無料券を発行し、医療機関で個別に健診を受診することにより、障がい等の早期発見や早期治療を促進するとともに、妊婦及び乳児の健康保持増進を図ります。	市
妊産婦・新生児訪問指導	訪問により妊娠、出産、育児等に関する必要な保健指導を行うとともに、産後の心のケアを含め、母子の健全育成を図ります。	市
乳幼児健康診査（集団）	乳児、1歳6か月児、2歳6か月児歯科、3歳児健診を実施し、疾病等の早期発見・治療に努めるとともに、育児の様々な相談に応じ乳幼児の健全育成を図ります。	市
思春期保健事業	妊娠、出産、育児の正しい知識を普及し、母子の健全育成を図っていきます。	市
こころの健康づくり サポーター講座 （ゲートキーパー養成講座）	心の健康に関する講話、コミュニケーションの上手なとり方等の講話と実技の講座を行います。	市
精神保健啓発・相談事業	精神保健に対する正しい知識の普及啓発を図るため、講演会・健康相談会等を開催します。また、精神障がいのある人への病状の安定と地域で安心して暮らせるように、当事者及び家族会等に対し、家庭訪問や健康相談等様々な方法により支援を行います。	市
こころの相談	心の悩み、アルコール、思春期、ひきこもり、認知症等精神保健全般にわたる相談を行います。	県
こころの体温計	ストレスの多い現代社会にあって、心の健康を保つために正しい精神保健の啓発や普及を行います。	市
健康なんでも相談	生活習慣病に関する相談、気分が落ち込む等、メンタルヘルスに関する相談を保健師や栄養士等が行います。	市
基幹相談支援センター	対応困難な相談事案に対し、専門的かつ総合的な知識と技術を活用し支援を行います。また、相談支援事業所に対し、定期的に専門的な指導や助言を行います。	2市3町
みやぎ地域福祉サポート センター（まもりーぶ）	在宅で知的や精神に障がいのある人が地域で自立した生活ができるように、福祉サービスを適切に利用するのに必要な相談や情報提供・助言・金銭管理等を行います。	県社会福祉 協議会

主な事業・取り組み	内容	実施主体
身体障がい者更生相談事業	補装具判定等で相談会場に来所困難な重度身体障がい者等に対して、在宅訪問等によるリハビリテーション支援を行います。	県
知的障がい者更生相談事業	知的障がいのある人への来所相談や在宅訪問等による相談により、療育、福祉サービス受給及び雇用に関する支援を行います。	県
職員対応要領及び障がいのある人への配慮のためのガイドライン	市の職員等が、障がいのある人に対して不当な差別をしないこと、性別・年齢及び障がいの状態に応じて障壁となるバリアを取り除き、必要かつ合理的な範疇での配慮を提供するための考え方や具体的な事例を示した職員対応要領及びガイドラインに沿って障がいのある人への対応を行います。	市
障がいを理由とする差別を解消するための職員研修等	市役所において、障がいのある人への不当な差別の禁止や合理的配慮の提供のほか、窓口での対応等についての職員研修を実施します。	市
障がい者差別解消推進地域協議会	障がいを理由とする差別の解消に関する関係機関との連携強化及び取り組みを推進するために設置し、具体的な事案の情報共有や普及・啓発活動を行います。	市
障がいを理由とする差別の解消を図るための窓口	障がいを理由とする差別に関する相談事案への対応を行うために、生活福祉課に窓口を設置します。	市
宮城県障害者権利擁護センター	障がいを理由とする差別に関する相談事案への対応や、障がいのある人と養護者を支援するための県の総合相談窓口です。	県
虐待防止センター	虐待の相談、被虐待者及び虐待者への支援を行うために、生活福祉課内に窓口を設置します。	市
ジョブコーチ支援事業	職場にジョブコーチ（職場適応援助者）が出向いて、障がい特性を踏まえた直接的で、専門的な支援を行い、障がいのある人の職場適応と定着を図ります。	公共職業安定所
トライアル雇用制度	労働者と企業が3ヶ月以内の有期雇用契約を結び、契約期間が終了した際に会社が採用を希望する場合には正社員として採用する制度です。	公共職業安定所
緊急通報システム設置事業	疾病等で、日常生活に不安がある方に家庭用緊急通報システムを貸与し、日常の安全確保と精神的不安を解消します。	市
高齢者あんしん見守り支援事業	日々の安否確認や緊急事態の際の通報等、民間事業者が提供するセンサーや通報機器等のIoTを活用した見守りサービスを利用する方を対象に、費用の助成を行います。	市
塩竈市地域防災計画	災害による市民の生命、身体及び財産への被害を可能な限り軽減することを目的とし、災害を防ぐために平常時から行う予防対策や、災害発生時の応急対策、さらには復旧・復興期において実施すべき対応等を定めています。	市
その他の軽減事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税・住民税の障がい者控除 ・ N H K 放送受信料の免除 ・ 鉄道運賃の割引(12歳以上の方) ・ 航空運賃割引(12歳以上の方) ・ バス運賃の割引 ・ タクシー料金の割引 ・ 有料道路通行料金の割引 ・ N T T 番号案内料の免除 ・ 携帯電話使用料の割引 ・ 市営汽船旅客運賃の減免 	各団体

2 主な障がい福祉サービス事業所

(1) 2市3町内の障がい福祉サービス・障がい児通所支援事業所

(令和6年2月1日時点で県が指定する事業所)

■ 居宅介護

事業所名	所在地
まごころ塩釜	塩竈市
塩釜市社会福祉協議会ホームヘルパー ステーション	塩竈市
アースサポート塩釜	塩竈市
公益財団法人宮城厚生協会 ケアステーションしおかぜ 介護	塩竈市
ニチイケアセンター栄	塩竈市
セントケア塩釜	塩竈市
愛さんさん訪問介護(障)塩釜	塩竈市
フルール介護ステーション	塩竈市
ホームヘルパーステーション東雲	塩竈市
にじいろ居宅介護	塩竈市
シエンズホームケア事務所しおがま	塩竈市
公益財団法人宮城厚生協会 ケアステーションつくし 介護	多賀城市
ケアクルー介護ステーション	多賀城市
和泉介護サービス	多賀城市

事業所名	所在地
アースサポート多賀城	多賀城市
SOMP Oケア 仙塩七ヶ浜 訪問介護	多賀城市
城南ヘルパーステーション青空	多賀城市
株式会社ほいみケアステーション	多賀城市
ニチイケアセンター多賀城	多賀城市
介護の杜	多賀城市
みんなの家	多賀城市
さくらビレッジ訪問介護	多賀城市
ライフリッチ在宅サポートセンター	松島町
ヘルパーステーション いやしの館	松島町
はまぎく介護ステーション有限会社	七ヶ浜町
ヘルパーステーションはなもも	七ヶ浜町
多機能サポートランド さわおとの森	利府町
セントケアリふ森の郷	利府町

■ 重度訪問介護

事業所名	所在地
まごころ塩釜	塩竈市
アースサポート塩釜	塩竈市
公益財団法人宮城厚生協会 ケアステーションしおかぜ 介護	塩竈市
ニチイケアセンター栄	塩竈市
セントケア塩釜	塩竈市
愛さんさん訪問介護(障)塩釜	塩竈市

事業所名	所在地
フルール介護ステーション	塩竈市
にじいろ居宅介護	塩竈市
公益財団法人宮城厚生協会 ケアステーションつくし 介護	多賀城市
ケアクルー介護ステーション	多賀城市
和泉介護サービス	多賀城市
アースサポート多賀城	多賀城市

事業所名	所在地
城南ヘルパーステーション青空	多賀城市
株式会社ほいみケアステーション	多賀城市
ニチイケアセンター多賀城	多賀城市
さくらビレッジ訪問介護	多賀城市
ライフリッチ在宅サポートセンター	松島町

事業所名	所在地
ヘルパーステーション いやしの館	松島町
はまぎく介護ステーション有限公司	七ヶ浜町
ヘルパーステーションはなもも	七ヶ浜町
セントケアリふ森の郷	利府町

■ 行動援護

事業所名	所在地
ライフリッチ在宅サポートセンター	松島町

事業所名	所在地
多機能サポートランド さわおとの森	利府町

■ 同行援護

事業所名	所在地
まごころ塩釜	塩竈市
ニチイケアセンター栄	塩竈市
セントケア塩釜	塩竈市

事業所名	所在地
愛さんさん訪問介護（障）塩釜	塩竈市
ニチイケアセンター多賀城	多賀城市

■ 生活介護

事業所名	所在地
生活介護事業あすなろ	塩竈市
生活介護事業あすなろ・さかえ	塩竈市
杏友園	塩竈市
サテライト ケアセンター仙塩	塩竈市
デイサービスみんなの家	多賀城市
デイサービス ヒマワリ	多賀城市
松の実	松島町

事業所名	所在地
こうそう	利府町
多機能サポートランドさわおとの森 生活介護のみ	利府町
生活介護つなぐ利府	利府町
榎の実	利府町
生活介護 ぴあ・すてーじ	利府町
めるくまーる利府すがや	利府町

■ 短期入所

事業所名	所在地
あすなろショートステイ	塩竈市
杏友園	塩竈市
短期入所 多賀城桜木	多賀城市
松ぼっくり	松島町

事業所名	所在地
多機能サポートランドさわおとの森 生活介護わのみ	利府町
みんなの家	利府町
短期入所 えくぼハウス利府	利府町

■ 施設入所支援

事業所名	所在地
杏友園	塩竈市

■ 共同生活援助(グループホーム)

事業所名	所在地
グループホームひだまり	塩竈市
さくらの家	塩竈市
おはな	塩竈市
大地	塩竈市
愛さんさんグループホーム塩釜	塩竈市
グループホームシエンス	塩竈市
ホーム桜木	多賀城市

事業所名	所在地
グループホームすず	多賀城市
ソーシャルインクルーホーム多賀城桜木	多賀城市
グループホームみのり	松島町
七ヶ浜ホーム	七ヶ浜町
ぼくらの家	利府町
えくぼハウス利府	利府町

■ 就労継続支援 A 型

事業所名	所在地
株式会社MKアシスト	塩竈市
愛さんさん塩竈事業所	塩竈市
HELLOS多賀城	多賀城市

事業所名	所在地
松島のかぜ	松島町
クリエイティブ笑未	松島町
ステージパス	七ヶ浜町

■ 就労継続支援 B 型

事業所名	所在地
さくら学園	塩竈市
メープルガーデン	塩竈市
チョコしおがま	塩竈市
ワークスタイル にこ	塩竈市
愛さんさん ファーム	塩竈市
みらい塩釜事業所	塩竈市
多賀城市福祉工房のぞみ園	多賀城市
レインボー多賀城	多賀城市
COM'S	多賀城市
就労支援事業所 ゆい	多賀城市

事業所名	所在地
HELLOS多賀城	多賀城市
ALOHA・CLUB 多賀城事業所	多賀城市
ソーシャルビレッジ仙台	多賀城市
松の実	松島町
みお七ヶ浜	七ヶ浜町
D i y C E	七ヶ浜町
こうそう	利府町
梨花	利府町
工房 歩歩	利府町
めるくまーる利府すがや	利府町

■ 地域定着支援

事業所名	所在地
地域定着支援たんぼぼ	利府町

■ 児童発達支援

事業所名	所在地
塩竈市ひまわり園 児童発達支援ひまわりキッズ	塩竈市
太陽の子 多賀城	多賀城市
コペルプラス 多賀城教室	多賀城市
利府こども発達センターどんぐり	利府町

事業所名	所在地
株式会社 春幸会 放課後等デイサービス つなぐ 利府	利府町
アバンツァーレスポーツりふ	利府町
グロース利府教室	利府町
グロース利府第2教室	利府町

■ 放課後等デイサービス

事業所名	所在地
塩竈市ひまわり園 放課後等デイサービスひまわりクラブ	塩竈市
うえる	塩竈市
放課後等デイサービスぶれいんはーと	塩竈市
放課後等デイサービスかりん	塩竈市
たけちゃんち	多賀城市
放課後等デイサービス すてっぷあっぷ	多賀城市
太陽の子 多賀城	多賀城市
放課後等デイサービス すてっぷあっぷ emishia	多賀城市
ソーシャルビレッジ ジュニア	多賀城市
多機能サポートランド さわおとの森 放課後等デイサービスくるみクラブ	利府町

事業所名	所在地
利府こども発達センターあのね	利府町
株式会社 春幸会 放課後等デイサービス つなぐ 利府	利府町
A n d y o u T R Y	利府町
放課後等デイサービス もりのひろば 利府園	利府町
アバンチャーレススポーツりふ	利府町
運動療育と体験学習「びーすの杜」青葉台	利府町
放課後等デイサービス ぴあ・すてーじ	利府町
グロース利府教室	利府町
グロース利府第2教室	利府町

■ 保育所等訪問支援

事業所名	所在地
利府こども発達センターのびっこ	利府町

■ 指定特定計画相談支援・指定特定障害児相談支援（市が指定する事業者）

事業所名	所在地
障がい者福祉相談支援センター「しおーも」	塩竈市

事業所名	所在地
愛さんさん ひかり	塩竈市

(2) 地域生活支援事業所

(令和6年2月1日時点で市が委託する事業所)

■ 障害者相談支援事業

事業所名	所在地
障がい者福祉相談支援センター「しおーも」	塩竈市

事業所名	所在地
相談支援事業所 北上の郷	美里町

■ 基幹相談支援事業

事業所名	所在地
地域拠点センターふきのとう	利府町

■ 地域活動支援センター

事業所名	所在地
地域活動支援センター藻塩の里	塩竈市

■ 訪問入浴

事業所名	所在地
アースサポート塩釜	塩竈市

事業所名	所在地
アサヒサンクリーン在宅介護センター塩釜	塩竈市

■ 日中一時支援

事業所名	所在地
つなぐ利府	利府町
幸泉学園	仙台市 (泉区)

事業所名	所在地
社会福祉法人夢みの里	石巻市
宮城県七ツ森希望の家	大和町

■ 移動支援

事業所名	所在地
まごころサービス塩釜センター	塩竈市
社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会	塩竈市
しおかぜホームヘルパーステーション	塩竈市

事業所名	所在地
セントケア塩釜	塩竈市
ライフリッチ在宅サポートセンター	松島町
はまぎく介護ステーション	七ヶ浜町

事業所名	所在地
セントケアリふ森の郷	利府町
もんきーぼっど	仙台市 (青葉区)
コスモス泉中央ホームケア	仙台市 (泉区)
セントケア仙台東	仙台市 (宮城野区)

事業所名	所在地
コスモス中野栄ホームケア	仙台市 (宮城野区)
居宅介護事業所ヘルプグループ K A I	石巻市
合同会社あさの風	富谷市

3 指定避難所一覧

施設・場所名	住所	収容対象地区	収容人数
第一小学校	塩竈市泉ヶ岡1-1	学区内地区	300人
第二小学校	塩竈市小松崎10-1	学区内地区	400人
第三小学校	塩竈市花立町15-1	学区内地区	400人
月見ヶ丘小学校	塩竈市月見ヶ丘2-1	学区内地区	300人
杉の入小学校	塩竈市杉の入1-19-1	学区内地区	400人
玉川小学校	塩竈市玉川2-9-1	学区内地区	200人
第一中学校	塩竈市みのが丘3-1	学区内地区	300人
第二中学校	塩竈市楓町2-10-1	学区内地区	400人
第三中学校	多賀城市笠神2-1-1	学区内地区	500人
玉川中学校	塩竈市権現堂19-1	学区内地区	400人
浦戸小中学校	塩竈市浦戸野々島字馬越8	野々島	200人
桂島ステイ・ステーション	塩竈市浦戸桂島字台23	桂島・石浜	100人
寒風沢ステイ・ステーション	塩竈市浦戸寒風沢字中月21	寒風沢	100人
塩竈市公民館	塩竈市東玉川町9-1	南部地区の一部	200人
宮城県塩釜高等学校 (東キャンパス)	塩竈市泉ヶ岡7-1	泉ヶ岡・香津町	1,187人
塩釜ガス体育館	塩竈市今宮町9-1	字伊保石、字長沢、長沢町、 今宮町、清水沢	549人
塩竈市温水プール	塩竈市杉の入裏39-173	新浜町2・3丁目	40人
塩釜港湾合同庁舎	塩竈市貞山通3-4-1	貞山通	450人
一森山道場	塩竈市宮町7-15	第一中学校学区内地区	168人

※上記のほか、指定避難所での受け入れが困難と判断された要配慮者本人とその家族がいる場合に、必要に応じて開設される「二次避難所」として、市と協定を締結している20か所の福祉避難所があります。

開設にあたっては、福祉避難所となる施設等との受け入れ調整のほか、要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、配置調整等を行う必要があります。

4 塩竈市障がい者福祉推進委員会の設置について

(1) 塩竈市障がい者福祉推進委員会設置条例（平成29年条例第18号抜粋）

（設置）

第1条 障がい者プラン及び障がい者の福祉に関する重要事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、塩竈市障がい者福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（定義）

第2条 この条例において「障がい者プラン」とは、市が策定する次に掲げる計画をいう。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画

（所掌事務）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障がい者プランに関すること。
- (2) その他市長が障がい者の福祉に関し必要と認める事項に関すること。

（組織等）

第4条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、職務上又は会議を通じて知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉子ども未来部生活福祉課において処理する。(令和3条例24・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(2) 塩竈市障がい者福祉推進委員会 委員名簿 (令和6年3月31日現在)

区分	氏名	所属等
地域福祉関係	八巻 一雄	社会福祉法人 塩釜市社会福祉協議会
障がい者関係	本多 秀次	塩釜市障がい者福祉協会
	五島 信子	塩釜市手をつなぐ育成会
	加藤 富子	塩釜市精神障害者家族会
教育関係	松平 幸子	宮城県立利府支援学校
事業所関係	島 知由	社会福祉法人 嶋福祉会
	尾形 真宏	社会福祉法人 あしたば福祉会
	○ 高橋 繁夫	認定 NPO 法人 さわおとの森
法律関係	佐藤 福実	塩釜人権擁護委員協議会
医療関係	杉山 智加子	菅野愛生会 緑ヶ丘病院
行政関係	小川 美穂	宮城県仙台保健福祉事務所
	穴戸 敦	塩釜公共職業安定所
その他	◎ 千葉 伸彦	東北福祉大学
	阿部 明	市民代表

◎委員長 ○副委員長

(3) 塩竈市障がい者福祉推進委員会での検討経過

委員会名	開催日	協議事項
令和5年度 第1回委員会	令和5年10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・塩竈市障がい者プランの概要について ・計画策定のポイントについて ・障がい福祉の状況と取り組みについて ・アンケート調査の結果について
令和5年度 第2回委員会	令和5年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の骨子案について ・成果目標と見込量について
令和5年度 第3回委員会	令和6年 2月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の素案について ・パブリックコメントの実施について
令和5年度 第4回委員会	令和6年 3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・計画の最終案について



第4期塩竈市障がい者プラン

第4期 塩竈市障がい者福祉計画

第7期 塩竈市障がい福祉計画

第3期 塩竈市障がい児福祉計画

発行日 2024年(令和6年)3月

発行 塩竈市 福祉子ども未来部 生活福祉課 障がい者支援係

住所 〒985-0052 宮城県塩竈市本町1-1 壺番館庁舎1階

連絡先 TEL:022-364-1131

FAX:022-366-7167



塩竈 SHIO
GAMA